

人文社会科学研究科便覧

令和 8 年度

(2 0 2 6)

静岡大学大学院人文社会科学研究科

静岡大学の理念と目標

「自由啓発・未来創成」

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠であり、時代を越えて受け継がれるべきものです。静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。

静岡大学は、以上のような意味での「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献していきます。

詳しくは<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf>を参照ください。

人文社会科学研究科 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

2020年12月3日

各専攻に共通して求められる資質・能力

1. 専門基礎能力

人文社会科学に関する高度で専門的な研究又は実践活動を展開する上で必要となる幅広い教養と深い知識、学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている。

2. 研究等遂行能力

専門分野における学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識を持ち、人文社会科学の専門基礎の能力に基づき、その課題を解決する独創的な研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行することができる。

3. 汎用的能力

専門基礎能力、研究等遂行能力の基礎となる、論理的及び批判的な思考力、円滑で正

確な意思疎通を行うための対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力を持ち、それを必要な場面で十全に発揮することができる。

4. 社会への発信と貢献

人文社会科学の専門的諸能力を現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人として、社会における役割や責任への自覚を持ち、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重、協働と共生の志向をもって、積極的に対話を行い、自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元することができる。

専攻ごとに求められる資質・能力

「臨床人間科学専攻」は、多様な文化・社会構造、倫理や法・制度を踏まえ、社会的問題解決に寄与する実証的研究又は高度で専門的な実践活動を遂行する能力を修得した者に修士（臨床人間科学）の学位を授与する。

「比較地域文化専攻」は、地域社会と国際社会の両方に通用する広い視野と自立した思考能力を有し、過去から現代への歴史を踏まえて未来への展望を切り拓く力と、学位にふさわしい分析力と応用力を修得した者に修士（文学）の学位を授与する。

「経済専攻」は、経済学・経営学に関する専門的知識に基づき、現実の経済情勢、企業経営に対して学際的・総合的な分析と政策・戦略提案を行うことができる能力を修得した者に修士（経済学）の学位を授与する。

人文社会科学研究科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

2022年11月16日改正

人文社会科学研究科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程編成の方針】

静岡大学大学院人文社会科学研究科は、専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的としている。これからの社会では、国際化、情報化、高齢化などが進むとともに、文化現象及び社会現象における一層の多様化と個性化が進行する

ことが予測される。そのような社会的変化に的確に対応できる人材を養成するために、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かして、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養するための教育課程を編成する。

「臨床人間科学専攻」は、「臨床心理学コース」「臨床人間科学コース」という2つの研究指導分野を設け、実践的に活動しうる高度専門職業人を養成するという観点から、臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて幅広い教養を提供すると同時に、高度な調査・研究の能力、援助実践の専門的な技能などを培うための教育課程を編成する。

「比較地域文化専攻」は、哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった伝統的な学問分野を組み換え、「歴史・文化論コース」「言語文化論コース」という2つの研究指導分野を設け、広範な文化現象を総合的に把握するための教育課程を編成する。

「経済専攻」は、「国際経営コース」「地域公共政策コース」という2つの研究指導分野を設けている。「国際経営」は国際的視野に立った企業経営戦略の分析・立案・応用能力を育成することを、「地域公共政策」は地域の産業・行政・経済生活に対する総合的判断・政策立案能力の涵養するための教育課程を編成する。

すべての専攻において、大学院生の学問上の問題意識をふまえ、研究課題の設定・資料収集・データ処理や実証・考察と結論といった学問的プロセスを着実に進めることができるように、指導教員と副指導教員をおき、次のような科目過程を編成する。

修士論文作成又は特定の課題遂行の指導を受ける「特別演習」を必修科目とし、それらにむけた研究法指導の導入科目として「研究法」を選択必修とすることによって、学位取得に向けた階梯的指導を展開し、併せて専門能力を高めるために専攻の講義又は演習・実習を選択必修科目とし、幅広い教養と学際的視点の涵養のために「総合講義」「海外実習」等を開講するとともに、広く研究科において開講される科目の中から自由科目として履修するように科目を編成する。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

各専攻における教育・学習方法に関する方針は以下のとおりである。

【臨床人間科学専攻】

臨床人間科学専攻は、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動など対人援助の

実践や社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動しうる高度専門職業人の育成を目指している。そのための講義科目、演習科目及び実験科目を配置し、臨床人間学・臨床心理学・臨床社会学・臨床身体運動学など広義の臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて、幅広い教養を身につけると同時に、援助実践、社会活動、政策提言のための専門的な知識と技能及び調査・研究の能力を養う。

【比較地域文化専攻】

比較地域文化専攻は、地域文化を継承・創造する能力と国際的コミュニケーション力を涵養し、地域に密着しながらも幅広い視野をもつ高度専門職業人の養成を目指します。そのための講義科目及び演習科目を配置し、哲学・文化人類学・歴史学・考古学・文学・言語学といった人文学領域のディシプリンに基づき、多地域にわたる共時的あるいは通時的な社会文化現象や言語文化現象の探究を通じて、現代的諸問題への応用性も備えた研究能力を養う。

【経済専攻】

企業経営のグローバル化・情報化に伴い、現代企業をとりまく国際経済環境を総合的に理解し、経営管理・企業情報などに関する諸問題を解決する能力が重要となっている。また、地域の行政需要の高度化や個性化の要請に対応して地域の公共政策の面で、地域経済に関する総合的判断能力や政策立案能力をもつ人材が求められている。経済専攻は、上記の社会的要請に応えるため、経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力をもつとともに、これらの個別領域を越えた学際的・総合的な実践的学識・素養をもつ人材の養成を教育方針として、少人数クラスでの講義科目及び演習科目を配置する。

【学習成果の評価の方針】

「静岡大学アセスメント・ポリシー（大学院）」に従う。各授業科目の成績評価はシラバス等に明示した合否判定基準に従い、筆記試験や課題レポート、実習レポート、発表レジュメ、報告・討論内容、課題への取り組み、口頭試問、実技の評価等、授業毎の個別の具体的な教育目標と授業展開の様式に沿った方法で行う。学位論文等の評価は「静岡大学人文社会科学研究所（修士課程）修士論文審査基準」または「静岡大学人文社会科学研究所（修士課程）特定の課題についての研究の成果審査基準」に基づき、研究発表、口頭試問等によって行う。

目 次

I	履修の手引き	1
1	履修基準について	
2	履修方法・手続きについて	
3	指導教員の決定及び研究指導計画書の提出について	
4	静岡県立大学大学院の授業の履修について	
5	その他	
II	学生生活の手引き	4
1	構内の駐車許可について	
2	夜間・土日祝日等の人文社会科学部棟及び共通教育L棟への入棟について	
3	共同研究室・複写機等の利用について	
4	授業料免除制度及び奨学金制度等	
III	規 則 集	7
1	静岡大学大学院規則	9
2	静岡大学学位規程	22
3	静岡大学大学院人文社会科学部研究科規則	27
4	静岡大学大学院人文社会科学部研究科教授会規則	38
5	人文社会科学部研究科履修要綱	40
6	人文社会科学部研究科学位論文等及び最終試験に関する要綱	42
7	静岡大学人文社会科学部研究科（修士課程）修士論文審査基準	46
	各専攻の修士論文審査採点表	48
	各専攻の修士論文審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表	49
8	静岡大学人文社会科学部研究科（修士課程）特定の課題についての研究の成果審査基準	50
	各専攻の特定の課題についての研究の成果審査採点表	52
	各専攻の特定の課題についての研究の成果審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表	53
9	人文社会科学部研究科教員免許状取得に関する単位履修要領	54
10	大学院インターンシップ単位認定に関する申合せ	61
11	「臨床心理士」資格の取得について（臨床心理学コース）	62
12	「公認心理師」資格の取得について	63
13	「専門社会調査士」資格の取得について	64
14	人文社会科学部棟管理・使用要項	65
15	長期にわたる教育課程の履修に関する規程	67
16	静岡大学大学院人文社会科学部研究科規則第6条第2項、第7条、第8条、第9条及び 第12条第2項の運用に関する申合せ	69
17	静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ	72
18	静岡大学大学院第一種奨学金返還免除に関する規程	74
19	大学院第一種奨学金返還免除の選考に係る評価項目等に関する要項	76

IV	人文社会科学研究科教員名簿	78
V	建物配置図：人文社会科学部・共通教育棟平面図	82

I 履修の手引き

1 履修基準について

(1) 本研究科の修士課程を修了するためには、修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

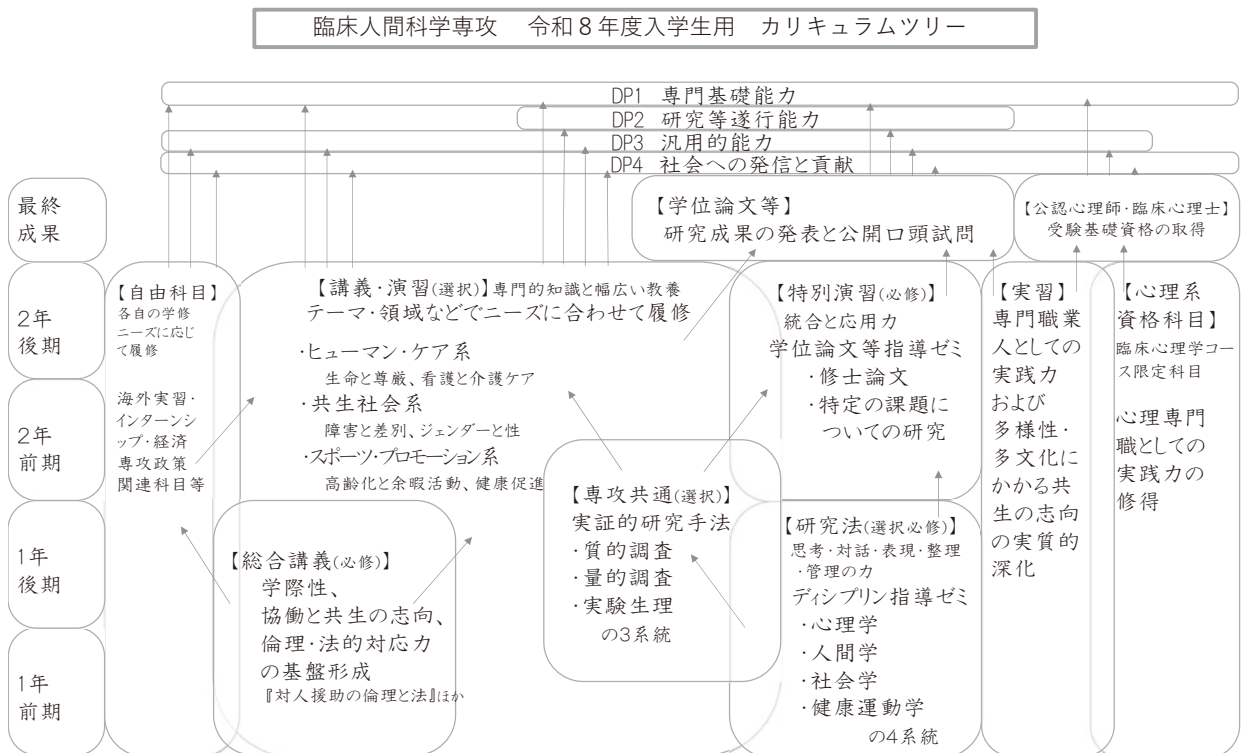
修了に必要な授業科目30単位以上の内訳は、人文社会科学研究科規則別表Ⅱの定めるとおりです。修士論文作成又は特定の課題遂行の指導を受ける「特別演習」は必修科目に、それらに向けた研究法指導の導入科目として「研究法」が選択必修科目に設定されています。

(2) 修士論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験

- ① 修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」といいます。）は、原則として、2年次に提出します。（「人文社会科学研究科学位論文等及び最終試験に関する要綱」参照）
- ② 最終試験（学位論文等を中心とした口頭試問）は、1月下旬から2月上旬（9月修了の場合は、8月上旬）に行います。

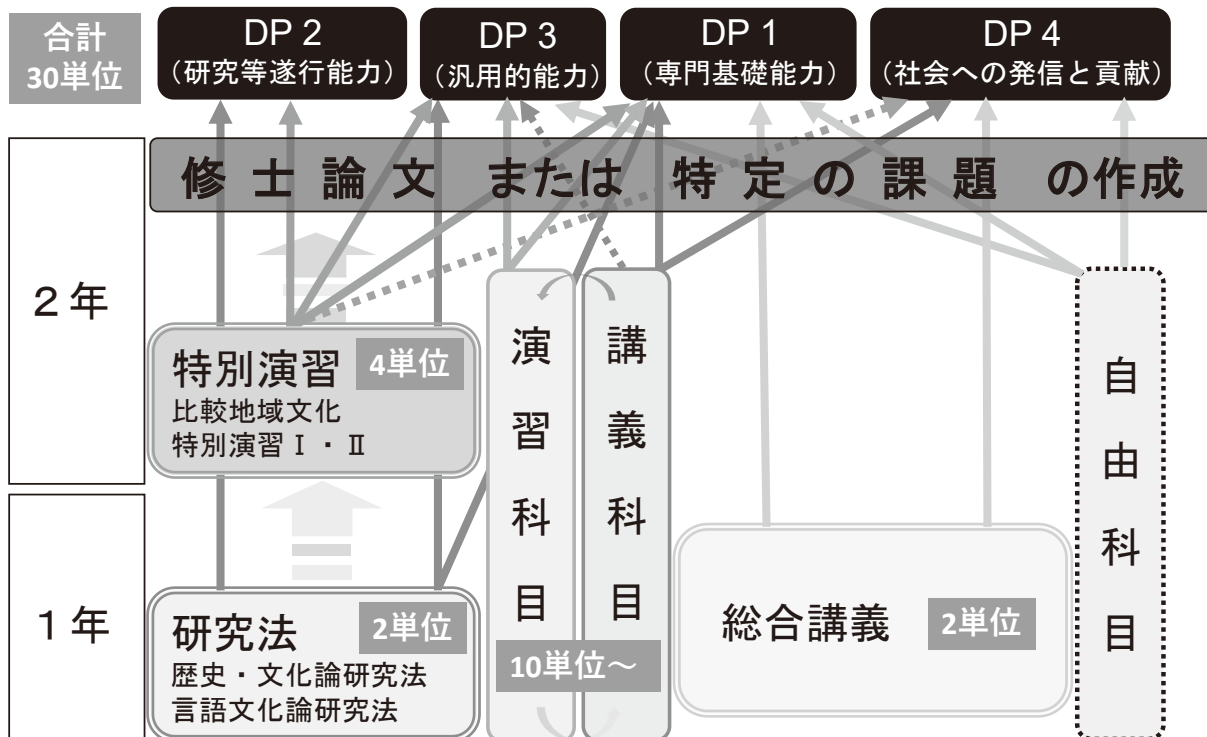
修了に必要な所定の単位数を修得して学位論文等の審査及び最終試験の合格のみ満たしていない場合、前学期は4月1日から6月30日まで、後学期は10月1日から12月31日までを休学し、休学期間が終了する日の翌日に復学することで修士論文を提出することができます。

(3) カリキュラムツリー



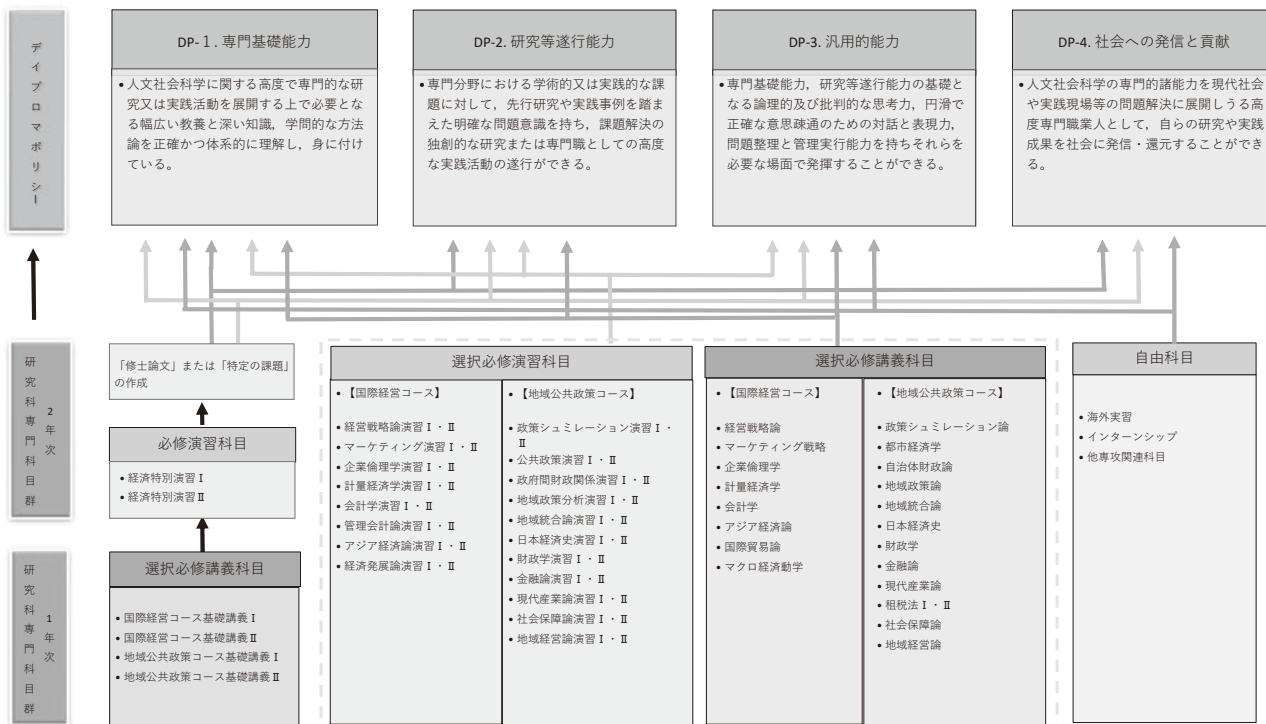
※長期履修制度：2年間の標準年限を超えて、2～4年以内の期間の在籍を認める制度
 ※科目等履修生として入学前に修了要件となる単位を一定程度取得したものについて、決められた条件を満たした場合に1年または半年の在学期間の認定を行う。最短では1年の在学中で学位の取得が可能となる。

人文社会科学部 比較地域文化専攻 令和8年度入学生用カリキュラムツリー



※長期履修制度：2年間の標準年限を超えて、2～4年以内の期間の在籍を認める制度
 ※科目等履修生として入学前に修了要件となる単位を一定程度取得したのものについて、決められた条件を満たした場合に1年または半年の在学期間の認定を行う。最短では1年の在学で学位の取得が可能となる。

人文社会科学部 経済専攻 令和8年度入学生カリキュラムツリー



※長期履修制度：2年間の標準年限を超えて、2～4年以内の期間の在籍を認める制度
 ※科目等履修生として入学前に修了要件となる単位を一定程度取得したのものについて、決められた条件を満たした場合に1年または半年の在学期間の認定を行う。最短では1年の在学で学位の取得が可能となる。

2 履修方法・手続きについて

- (1) 開講科目（集中講義を含む。）及び担当教員は、教務ポータルに掲載された時間割を参照してください。
授業内容は、シラバスを参照してください。
- (2) 自分の研究テーマとの関連を考慮し、2年間の履修計画を考えたうえで、単年度の履修計画を立てるようにしてください。履修科目の選択にあたっては、指導教員等と相談してください。
- (3) 第1回目の授業は時間割どおりに実施されます。第1回目の授業において受講希望者の出席がなかった場合、当該授業はその学期は開講されないこととなりますので、当該授業の受講を希望しているが第1回目の授業を欠席した場合は、各学期の授業開始日から2週間以内に、授業担当教員に受講希望の旨を申し出てください。

3 指導教員の決定及び研究指導計画書の提出について

指導教員及び副指導教員は、大学院生の研究主題を考慮して、指導教員は1年生の4月下旬に、副指導教員は1年生の後学期開始までに決定されます。指導教員が決定されたら、「研究指導計画書」を提出するよう指導教員から指示があります。

指導教員の変更は原則として認められないため、2年生の指導教員は1年生から変更ありません。

4 静岡県立大学大学院の授業の履修について

本研究科院生は、静岡県立大学大学院で開講される一定の授業科目を履修し、単位を修得することができます。修得した単位は、本研究科の修了の要件となる単位として認定することができます。

履修・単位の認定等については一定の条件があります。掲示及び学務係からのメール案内に注意してください。

5 その他

- (1) 学生事務窓口について

人文社会科学部学務係（共通教育L棟0階）

窓口対応時間：平日 8時30分から12時30分、13時30分～21時00分（授業期間）

平日 8時30分から12時30分、13時30分～17時00分（休業期間）

※土日祝日並びに年末年始及び一斉休業日は閉室します。

- (2) 大学院生用掲示板について

教務・学生生活等にかかわる連絡事項は、大学院生用掲示板（共通教育L棟0階廊下）に掲示します。

- (3) 休講について

休講については、原則として学務情報システムにより周知しています。また、自然災害等による一斉休講措置が講じられることがあります。適用のガイドラインは、大学ホームページを参照してください。（「自然災害等による一斉休講措置のガイドライン」参照）

(4) 成績評価に関する質問書及び申立書

通知された成績に疑義がある場合は、「成績評価に関する質問書」(様式は人文社会科学部学務係にて配布します。)を次学期の履修登録期間終了日まで(修了判定等に係る前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで)に学務係に提出してください。提出後から約2週間後に、その結果をお伝えします。

II 学生生活の手引き

1 構内の駐車許可について

- 静岡大学大谷地区の交通に関する規程等により、大学構内には許可車両以外は乗り入れできません。
- 自動車、自動二輪車又は原動機付自転車の構内乗り入れを希望する場合は、所定の期日までに、学務係に、学内駐車許可申請をしてください。

2 夜間・土日祝日等の人文社会科学部棟及び共通教育L棟への入棟について

人文社会科学部棟及び共通教育L棟の閉棟時間帯に、授業あるいは研究活動のため棟内施設を使用するときは、臨床人間科学専攻及び比較地域文化専攻の大学院生は人文社会科学部A棟出入口から、経済専攻の大学院生は共通教育L棟0階の出入り口から、学生証をカードリーダーにかざすことにより入棟することが可能です。

学生証は入棟するための機能を兼ねていますので、絶対に紛失・破損しないよう留意するとともに、もし紛失・破損した場合は、すみやかに人文社会科学部学務係まで届け出てください。また、修了・退学・除籍となった学生は、速やかに学生証を人文社会科学部学務係まで返却してください。学生証を他人に転貸するなど不正な行為があった場合、閉棟時間帯の施設利用を認めないことがありますので注意してください。

3 共同研究室・複写機等の利用について

(1) 大学院生室・リフレッシュルーム

臨床人間科学専攻の大学院生室は、人文社会科学部A棟1階の120室です。比較地域文化専攻の大学院生室は、人文社会科学部A棟1階の122室です。経済専攻の大学院生室は共通教育L棟106から109室です。また、3専攻共通のリフレッシュルームは、人文社会科学部A棟1階の121室です。大学院生研究室・リフレッシュルームの利用の仕方については、大学院生の自主的な運営に委ねられていますので、みんなで相談して必要なルールを決めてください。なお、院生室はテンキー鍵になっていますので、当該専攻の大学院学務委員から暗証番号を聞いてください。

(2) コピーカードの返却

各専攻において複写機利用のためのコピーカードを配付します。

利用方法等については各専攻のガイダンス等で確認してください。

なお、修了・退学・除籍となった学生は、貸与されたコピーカードを必ず返却してください。

返却場所は、臨床人間科学専攻及び比較地域文化専攻の学生は社会・言語文化学科事務室、経済専攻の学生は経済学科事務室です。

4 授業料免除制度及び奨学金制度等

(1) 授業料免除制度

経済的な理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されることがあります。免除を受けようとする者は、所定の期日までに免除申請書を学生生活課奨学係に提出してください。

(2) 奨学金制度

- 日本学生支援機構奨学金は、学業、人物とも優秀かつ健康であって、経済的理由により就学が困難と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、貸与されます。

奨学金貸与を受けようとする者は、所定の期日までに申請書を学生生活課奨学係に提出してください。

- そのほかに、人文社会科学研究科独自の奨学金制度や各種の地方奨学団体や奨学財団の奨学金制度等があります。

(3) 学生教育研究災害傷害保険

学生が教育研究活動中及び通学中に被った災害に対する被害救済のために設けられた災害補償制度です。詳細は、入学手続き時の学生厚生会等諸経費納入のご案内を参照してください。

(4) 学研災付帯賠償責任保険

学生教育研究災害傷害保険の付帯保険で、学生が教育研究活動中、及びインターンシップやボランティア等の課外活動中（大学が認めたものに限る）、またそれら活動のための往復で起こってしまった事故に対する賠償責任保険です。詳細は、入学手続き時の学生厚生会等諸経費納入のご案内を参照してください。

(5) 静岡大学人文社会科学部学生厚生会

人文社会科学部・大学院人文社会科学研究科では、学生の福利厚生並びに教育環境の充実及び学部・研究科の発展等に寄与することを目的として、学生厚生会を設置しています。詳細は、入学手続き時の学生厚生会等諸経費納入のご案内を参照してください。

III 規則集

1. 静岡大学大学院規則

第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科、教育部、研究科等連係課程実施基本組織（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。（自己評価等）

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第3条の3 大学院に、研究科等連係課程実施基本組織（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）として山岳流域研究院を置く。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科、総合科学技術研究科及び山岳流域研究院に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年みの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する

教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻
教育学研究科	共同教科開発学専攻 教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻
光医工学研究科	光医工学共同専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻

2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、前条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

第7条 大学院の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあつ

ては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。（授業及び研究指導）

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。（成績評価基準等の明示）

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。（授業科目、単位等）

第9条の4 各研究科及び教育部に設ける専攻並びに研究科等連係課程実施基本組織の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

（履修方法）

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科及び教育部において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 大学院(教職大学院を除く。)は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 大学院(教職大学院を除く。)は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院(教職大学院を除く。)において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院に入学する前に大学院、教職大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教職大学院に入学した後の教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(修得したものとみなすことができる単位数の上限)

第16条の2 第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第2項の規定により、大学院(教職大学院を除く。)において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、20単位を超えないものとする。

2 第14条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第4項の規定により、教職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について行う。

(大学院における在学期間の短縮)

第17条の2 大学院(修士課程に限る。以下、この項において同じ。)は、第16条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 教職大学院は、第16条第3項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教員免許状)

第18条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表IIのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士(専門職)の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻又は研究科等連係課程実施基本組織を履修するに相当と認められたものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 前項第11号から第14号までの規定により学生を入学者とする場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。
- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
 - (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の

学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学志願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不相当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程においては通算2年を、博士課程においては通算3年を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった

者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法につい

ては、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

(1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

(2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。

(3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に研究科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

4 山岳流域研究院に山岳流域研究院長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあつては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者、博士課程にあつては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認められた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表IIのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認められた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(教育課程の編成方針)

第49条 専門職学位課程においては、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程においては、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第50条 専門職学位課程を置く研究科に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第6条の2に規定する教育課程連携協議会を置く。

2 前項の教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第51条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第12章 補 則

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

〈以下、昭和40年から令和3年3月までの附則は省略〉

附 則 (令和3年5月13日規則第2号)

この規則は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（第7条関係）【抄】

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	【1】 36	【2】 72				

備考 【 】内の数字は、本研究科の入学定員及び収容定員のうち、研究科等連係課程実施基本組織である山岳流域研究院の入学定員及び収容定員を内数で表している。

別表Ⅱ（第18条関係）【抄】

研究科名	専攻名	免許状の種類		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	特別支援 学校教諭 専修免許 状	養護教諭 専修免許 状
		幼稚園 教諭専 修免許 状	小学校 教諭専 修免許 状				
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民		
	比較地域文化専攻			国語, 社会, 英語	国語, 地理歴 史, 英語		
	経済専攻			社会	公民		
教育学研究科	学校教育研究専攻	○	○	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語	国語, 書道, 地理歴史, 公 民, 数学, 理 科, 音楽, 美 術, 保健体育, 工業, 情報, 家庭, 英語		○
	教育実践高度化専攻	○	○	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語	国語, 書道, 地理歴史, 公 民, 数学, 理 科, 音楽, 美 術, 保健体育, 工業, 情報, 家庭, 英語	○	
総合科学技術研究科	情報学専攻				情報		
	理学専攻			数学, 理科	数学, 理科		
	工学専攻				数学, 工業		
	農学専攻				理科, 農業		

2. 静岡大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）及び博士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。（必要に応じ、最終試験及び学力の確認の双

方を行うものとする。以下この条及び第15条において同じ。)ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。
- 3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）にあつては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻（以下「光医工学共同専攻」という。）にあつては、第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。
- 6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

（審査期間）

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

（最終試験）

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

（学力の確認）

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

（学力の確認の特例）

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあつては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあつては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

（審査委員の報告）

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

（教授会の議決）

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

- 2 前項の議決を行うには、教授会構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席

し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。(必要に応じ、最終試験の成績及び学力の確認の結果の双方を報告するものとする。)

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年7月19日から施行する。
- 2 静岡大学学位規程（昭和39年4月27日制定）は、廃止する。
- 3 第8条第1項の規定による学位授与の申請の受理は、第5条第1項の規定により学位を授与した日から行うものとする。

〈以下、昭和56年から令和2年9月までの附則は省略〉

附 則（令和3年1月25日規則第39号）

- 1 この規則は、令和3年1月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までになされた手続については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

学 位	学部・学科、研究科・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学 士	人文社会科学部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
	教育学部		教育学
	情報学部	情報科学学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
	理学部	数学科	理学
		物理学科、化学科、生物科学学科及び地球科学科	理学又は学術
	工学部	機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
		電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
	農学部	生物資源科学科	農学又は学術
応用生命科学科		農学	
修 士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
農学専攻		農学	
教職修士 （専門職）	教育学研究科		
博 士	教育学研究科		教育学
	光医工学研究科		光医工学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士 （専門職）	法務研究科		

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別記様式

(2) 第4条の規定により授与する学位記の様式

		○第	号
	学	位	記
学章			
	氏		名
	年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程を修了したので 修士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
静岡大学長 氏 名 印			

〈別紙様式1(1)・(3)~(9)・2は省略〉

3. 静岡大学大学院人文社会科学研究所規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院人文社会科学研究所(以下「研究所」という。)に関する事項は、静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 研究所は、専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的とする。

2 前項に定める人材を養成するため、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の各専攻の特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行う。

(専攻及びコース)

第2条 研究所に、次の専攻及びコースを置く。

臨床人間科学専攻	臨床心理学コース	臨床人間科学コース
比較地域文化専攻	歴史・文化論コース	言語文化論コース
経済専攻	国際経営コース	地域公共政策コース

(教育方法及び研究指導教員)

第3条 研究所における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授及び講師が担当する。ただし、人文社会科学研究所教授会(以下「教授会」という。)が認めた場合は、助教が担当することができる。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授及び講師が担当する。

4 研究指導の補助は、教授、准教授及び講師が担当する。

(指導教員)

第3条の2 研究所における研究指導その他指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は研究指導を担当する教員のうちから、副指導教員は研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第4条 教授会が特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位)

第5条 研究所における授業科目及び単位数は、別表Iのとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、別表IIに定めるところにより修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

(他の研究所及び他の大学院の授業科目の履修)

第7条 学生は、研究所長が教育上有益と認めるときは、他の研究所及び他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認める

ことができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第8条 学生は、研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(入学前の既修得単位の認定等)

第9条 研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科及び他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる他の研究科及び他の大学院(外国の大学院を含む。)の単位は、第7条第2項によるものと合せて15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(単位修得の認定等)

第10条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、授業科目担当教員が行う。

2 他の研究科、他の大学院及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出)

第11条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出することができる。

(課程修了の認定)

第12条 課程修了の認定は、研究科に2年以上在学し、別表Ⅱに定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優秀な業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 研究科に入学する前に修得し、第9条の規定により認められた修了に必要な授業科目が10単位以上(入学資格を有した後、修得したものに限る。)あり、その他別に定める基準を満たす場合は、1年又は半年の期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 第1項の審査は、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

4 第1項の審査には、講師又は助教のうちいずれか1名を含めることができる。

5 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

(学位)

第13条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程(昭和53年7月19日制定)の定めるところによる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前の法学研究科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。

〈略〉

附 則（令和8年4月1日規則第33号）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 I (第 5 条関係)

修士課程

〈研究科共通科目〉

授 業 科 目 名	単 位 数
海外研修	
海 外 実 習 I	1
海 外 実 習 II	2
インターンシップ	
ス ク ー ル イ ン タ ー ン シ ッ プ	4
大 学 院 イ ン タ ー ン シ ッ プ	2

〈臨床人間科学専攻〉

授 業 科 目 名	単 位 数
総合講義	
臨 床 人 間 科 学 学 法	2
対 人 援 助 の 倫 理 と 学 法	2
研究法	
臨 床 心 理 学 研 究 法 I	2
臨 床 心 理 学 研 究 法 II	2
臨 床 人 間 学 研 究 法 I	2
臨 床 人 間 学 研 究 法 II	2
臨 床 社 会 学 研 究 法 I	2
臨 床 社 会 学 研 究 法 II	2
臨 床 身 体 運 動 学 研 究 法 I	2
臨 床 身 体 運 動 学 研 究 法 II	2
専攻共通	
質 的 調 査 演 習	2
質 的 分 析 演 習	2
量 的 調 査 演 習	2
計 量 分 析 演 習	2
実 験 研 究 法 演 習	2
運 動 生 理 測 定 法 演 習	2
臨 床 人 間 科 学 学 外 実 習 I	1
臨 床 人 間 科 学 学 外 実 習 II	1
多 文 化 共 生 実 習 I	1
多 文 化 共 生 実 習 II	1
臨床心理学コース	
臨 床 心 理 学 特 論 I	2
臨 床 心 理 学 特 論 II (臨 床 心 理 学 論)	2
臨 床 心 理 面 接 特 論 I (心 理 支 援 に 関 す る 理 論 と 実 践)	2
臨 床 心 理 面 接 特 論 II	2
臨 床 心 理 査 定 演 習 I (心 理 的 ア セ ス メ ン ト に 関 す る 理 論 と 実 践)	2
臨 床 心 理 査 定 演 習 II	2
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ア プ ロ ー チ 特 論 (家 族 関 係 ・ 集 団 ・ 地 域 社 会 に お け る 心 理 支 援 に 関 す る 理 論 と 実 践)	1
心 の 健 康 教 育 に 関 す る 理 論 と 実 践	1

授 業 科 目 名	単 位 数
臨 床 心 理 基 礎 実 習 I	1
臨 床 心 理 基 礎 実 習 II	1
臨 床 心 理 学 外 実 習 I (心 理 実 践 実 習 I)	4
臨 床 心 理 学 外 実 習 II (心 理 実 践 実 習 II)	2
臨 床 心 理 実 習 I (心 理 実 践 実 習 III)	4
臨 床 心 理 実 習 II	1
臨 床 心 理 学 講 読 演 習 I	2
臨 床 心 理 学 講 読 演 習 II	2
発 達 心 理 学 特 論	2
認 知 心 理 学 特 論	2
精 神 医 学 特 論 (保 健 医 療 分 野 に 関 す る 理 論 と 支 援 の 展 開)	2
精 神 保 健 福 祉 特 論 (福 祉 分 野 に 関 す る 理 論 と 支 援 の 展 開)	2
心 理 療 法 特 論	1
家 族 心 理 臨 床 特 論	1
認 知 行 動 的 ア プ ロ ー チ 特 論	1
教 育 分 野 に 関 す る 理 論 と 支 援 の 展 開	1
司 法 ・ 犯 罪 分 野 に 関 す る 理 論 と 支 援 の 展 開	1
産 業 ・ 労 働 分 野 に 関 す る 理 論 と 支 援 の 展 開	1
グ ル ー プ ・ ア プ ロ ー チ 演 習 I	2
グ ル ー プ ・ ア プ ロ ー チ 演 習 II	2
臨床人間科学コース	
ヒューマン・ケアと医療の倫理学	2
臨 床 倫 理 学 演 習 I	2
臨 床 倫 理 学 演 習 II	2
臨 床 社 会 心 理 学 演 習 I	2
臨 床 社 会 心 理 学 演 習 II	2
障 害 学 特 論	1
対 人 支 援 の 社 会 学 論	1
自 己 と 社 会 交 動 学 論	2
教 育 臨 床 の 社 会 学	2
社 会 的 不 平 等 論 演 習 I	2
社 会 的 不 平 等 論 演 習 II	2
家 族 と ジ ェ ン ダ ー の 社 会 学	2
リ プロダクションの社会学	2
地 域 と 環 境 の 社 会 学	2
地 域 デ ザ イ ン 演 習 I	2
地 域 デ ザ イ ン 演 習 II	2
ス ポ ー ツ プ ロ モ ー シ ョ ン 特 論	2
健 康 ス ポ ー ツ 社 会 学 演 習 I	2
健 康 ス ポ ー ツ 社 会 学 演 習 II	2
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 特 論	2
健 康 運 動 科 学 演 習 I	2
健 康 運 動 科 学 演 習 II	2
特別演習	
臨 床 人 間 科 学 特 別 演 習 I	2
臨 床 人 間 科 学 特 別 演 習 II	2

〈比較地域文化専攻〉

授 業 科 目 名	単 位 数
総合講義	
歴 史 ・ 文 化 論	2
言 語 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	2
研究法	
歴 史 ・ 文 化 論 研 究 法	2
言 語 文 化 論 研 究 法	2
歴史・文化論コース	
宗 教 と 倫 理	2
哲 学 ・ 宗 教 演 習 I	2
哲 学 ・ 宗 教 演 習 II	2
女 性 と 生 命	2
女 性 と 生 命 文 化 演 習 I	2
女 性 と 生 命 文 化 演 習 II	2
近代ドイツにおける哲学的人間観	2
近代ドイツ哲学の論理と倫理演習 I	2
近代ドイツ哲学の論理と倫理演習 II	2
社会主義圏における民族問題と文化変容	2
社会主義圏における民族誌論演習 I	2
社会主義圏における民族誌論演習 II	2
多 文 化 社 会 論	2
多 文 化 社 会 論 演 習 I	2
多 文 化 社 会 論 演 習 II	2
東 ア ジ ア 地 域 社 会 論	2
東 ア ジ ア 地 域 社 会 論 演 習 I	2
東 ア ジ ア 地 域 社 会 論 演 習 II	2
文 化 と 自 然 論	2
人 間 環 境 論 演 習 I	2
人 間 環 境 論 演 習 II	2
日 本 中 世 の 環 境 と 文 化	2
日 本 中 世 社 会 史 演 習 I	2
日 本 中 世 社 会 史 演 習 II	2
日 本 近 世 の 法 と 社 会	2
日 本 近 世 史 演 習 I	2
日 本 近 世 史 演 習 II	2
近 現 代 中 国 の 社 会 と 文 化	2
中 国 近 現 代 史 演 習 I	2
中 国 近 現 代 史 演 習 II	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ の 文 化 と 社 会	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ 史 演 習 I	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ 史 演 習 II	2
近 現 代 オ セ ア ニ ア の 社 会 と 文 化	2
近 現 代 太 平 洋 諸 島 史 演 習 I	2
近 現 代 太 平 洋 諸 島 史 演 習 II	2

授 業 科 目 名	単 位 数
弥 生 時 代 の 文 化 と 社 会	2
農 耕 文 化 論 演 習 I	2
農 耕 文 化 論 演 習 II	2
旧 石 器 時 代 の 文 化 と 社 会	2
先 史 文 化 論 演 習 I	2
先 史 文 化 論 演 習 II	2
Advanced Course in Intercultural Community Building I	2
Advanced Course in Intercultural Community Building II	2
言語文化論コース	
中 国 近 現 代 文 芸 思 潮 研 究	2
中 国 近 現 代 文 学 演 習 I	2
中 国 近 現 代 文 学 演 習 II	2
ア メ リ カ 合 衆 国 の 芸 術 と 文 化	2
ア メ リ カ 文 学 と メ デ ィ ア 演 習 I	2
ア メ リ カ 文 学 と メ デ ィ ア 演 習 II	2
中 国 古 典 文 学 研 究	2
中 国 古 典 文 学 演 習 I	2
中 国 古 典 文 学 演 習 II	2
フ ラ ン ス 近 現 代 の 芸 術 と 文 化	2
2 0 世 紀 フ ラ ン ス 文 学 演 習 I	2
2 0 世 紀 フ ラ ン ス 文 学 演 習 II	2
生 成 統 語 論	2
英 語 構 造 論 演 習 I	2
英 語 構 造 論 演 習 II	2
中 国 語 学 基 礎 論	2
中 国 語 史 学 演 習 I	2
中 国 語 史 学 演 習 II	2
現 代 ド イ ツ 語 文 法 論 ・ 意 味 論 研 究	2
現 代 ド イ ツ 語 学 演 習 I	2
現 代 ド イ ツ 語 学 演 習 II	2
言 語 変 化 と 言 語 理 論	2
現 代 英 語 学 演 習 I	2
現 代 英 語 学 演 習 II	2
北 米 イ ン デ ィ ア ン 諸 語 研 究	2
言 語 類 型 論 演 習 I	2
言 語 類 型 論 演 習 II	2
ス ペ イ ン ・ ラ テ ン ア メ リ カ 文 化 研 究	2
比 較 文 化 史 演 習 I	2
比 較 文 化 史 演 習 II	2
ス ペ イ ン 文 化 研 究	2
ヨ ー ロ ッ パ 比 較 文 化 史 演 習 I	2
ヨ ー ロ ッ パ 比 較 文 化 史 演 習 II	2
近 現 代 日 本 の 文 学 と メ デ ィ ア	2
近 現 代 日 本 の 文 学 と メ デ ィ ア 演 習 I	2
近 現 代 日 本 の 文 学 と メ デ ィ ア 演 習 II	2

授 業 科 目 名	単 位 数
日 本 表 象 文 化 史 研 究	2
日 本 表 象 文 化 史 研 究 演 習 I	2
日 本 表 象 文 化 史 研 究 演 習 II	2
日 本 語 諸 方 言 記 述 研 究	2
日 本 語 諸 方 言 記 述 研 究 演 習 I	2
日 本 語 諸 方 言 記 述 研 究 演 習 II	2
生 成 音 韻 論 研 究	2
音 韻 論 演 習 I	2
音 韻 論 演 習 II	2
特別演習	
比 較 地 域 文 化 特 別 演 習 I	2
比 較 地 域 文 化 特 別 演 習 II	2

〈経済専攻〉

授 業 科 目 名	単 位 数
研究法	
国際経営コース基礎講義 I	2
国際経営コース基礎講義 II	2
地域公共政策コース基礎講義 I	2
地域公共政策コース基礎講義 II	2
国際経営コース	
経営戦略論	2
経営戦略論演習 I	2
経営戦略論演習 II	2
マーケティング戦略	2
マーケティング演習 I	2
マーケティング演習 II	2
企業倫理学	2
企業倫理学演習 I	2
企業倫理学演習 II	2
計量経済学	2
計量経済学演習 I	2
計量経済学演習 II	2
会計学	2
会計学演習 I	2
会計学演習 II	2
管理会計論	2
管理会計論演習 I	2
管理会計論演習 II	2
アジア経済論	2
アジア経済論演習 I	2
アジア経済論演習 II	2
国際貿易論	2
経済発展論演習 I	2
経済発展論演習 II	2
マクロ経済動学	2
経済成長論演習 I	2
経済成長論演習 II	2
地域公共政策コース	
政策シミュレーション論	2
政策シミュレーション演習 I	2
政策シミュレーション演習 II	2
都市経済学	2
公共政策演習 I	2
公共政策演習 II	2
自治体財政論	2
府間財政関係演習 I	2
府間財政関係演習 II	2

授 業 科 目 名						単 位 数
地		域	政	策	論	2
地	域	政	策	分 析	演 習 I	2
地	域	政	策	分 析	演 習 II	2
地		域	統	合	論	2
地	域	統	合	論	演 習 I	2
地	域	統	合	論	演 習 II	2
日		本	經	濟	史	2
日	本	經	濟	史	演 習 I	2
日	本	經	濟	史	演 習 II	2
財			政		学	2
財		政	学	演	習 I	2
財		政	学	演	習 II	2
金			融		論	2
金		融	論	演	習 I	2
金		融	論	演	習 II	2
現		代	産	業	論	2
現	代	産	業	論	演 習 I	2
現	代	産	業	論	演 習 II	2
租			税		法 I	2
租			税		法 II	2
社		会	保	障	論	2
社	会	保	障	論	演 習 I	2
社	会	保	障	論	演 習 II	2
地		域	經	営	論	2
地	域	經	営	論	演 習 I	2
地	域	經	営	論	演 習 II	2
特別演習						
經	濟	特	別	演	習 I	2
經	濟	特	別	演	習 II	2

別表Ⅱ（第6条関係）

臨床人間科学専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	本専攻の総合講義	4
	指導教員による特別演習	4
	小 計	8
選 択 必 修 科 目	研究法	4
	本専攻の講義又は演習・実習 (研究法を除く。)	6
	小 計	10
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	12
	小 計	12
合 計		30

比較地域文化専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	指導教員による特別演習	4
	小 計	4
選 択 必 修 科 目	本専攻の総合講義	2
	指導教員による演習	2
	研究法	2
	本専攻の講義又は演習 (総合講義・研究法を除く。)	10
	小 計	16
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	10
	小 計	10
合 計		30

経済専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	指導教員による特別演習	4
	小 計	4
選 択 必 修 科 目	研究法	4
	本専攻の講義又は演習 (研究法を除く。)	10
	小 計	14
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	12
	小 計	12
合 計		30

備考 本表の必修科目、選択必修科目及び自由科目から合計30単位以上を履修し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出すること。

4. 静岡大学大学院人文社会科学研究科教授会規則

(平成27年2月18日規則第15号)

改正 平成28年2月3日規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡大学教授会通則(平成16年4月1日制定。以下「教授会通則」という。)第9条の規定に基づき、静岡大学大学院人文社会科学研究科教授会(以下「教授会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 人文社会科学研究科長(以下「研究科長」という。)及び人文社会科学研究科副研究科長(以下「副研究科長」という。)
 - (2) 人文社会科学研究科(以下「研究科」という。)を主担当とする教授、准教授及び講師
- 2 教授会は、本学の大学院に所属する教授、准教授及び講師のうち、研究科を副担当とする者を構成員に加えることができる。
- 3 教授会が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、議決権を有しない。
- 4 研究科長は、人文社会科学部長をもって充てる。
- 5 副研究科長は、人文社会科学部副学部長をもって充てる。

(役割)

第3条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教授会通則第3条第1項第3号の規定に基づき、学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会、前2項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 教員の人事に関する事項
 - (2) 教育課程及び試験に関する事項
 - (3) 学生の身分に関する事項
 - (4) 学位に関する事項
 - (5) その他研究科の組織、運営に関する重要事項
 - (6) その他研究科長が審議を求めた事項
- 4 教授会は、学長が教授会通則第3条第1項第3号に掲げる事項を定める際に、意見を述べることができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 研究科長は、教授会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名する副研究科長がその職務を代行する。

(定足数及び議決)

第5条 教授会の会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、次の各号に掲げる者は、構成員に含まないものとする。

- (1) 職務により海外渡航中の者及び内地研究員として出張中の者
- (2) 休職又は停職中の者
- (3) 育児休業中の者
- (4) 30日以上にわたる連続した休暇を取得中の者

2 議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長が決する。

ただし、教授会が特に重要と認める事項については、出席者の3分の2以上の賛成により決する。

3 前2項の規定にかかわらず、学位の授与に関する議決を行う場合は、静岡大学学位規定（昭和53年7月19日制定）第16条の定めるところによる。

(入学試験合否判定会議)

第6条 教授会に静岡大学大学院人文社会科学研究所入学試験合否判定会議（以下「判定会議」という。）を置くことができる。

2 教授会は、判定会議の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3 判定会議に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(小委員会)

第7条 教授会の運営に必要なときは、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、人文社会科学部事務部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 静岡大学大学院人文社会科学研究所委員会規則は、廃止する。

附 則（平成28年2月3日規則第103号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

5. 人文社会科学研究科履修要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第14条の規定に基づき、静岡大学大学院人文社会科学研究科（以下、「研究科」という。）における教育方法に関し、必要な事項を定める。

(指導教員の決定及び変更)

第2条 指導教員及び副指導教員は、学生の研究主題を考慮して、入学後所定の期日までに、研究科教授会が決定する。

2 指導教員の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科教授会の議に基づき変更を認めることがある。

(社会人についての特例)

第3条 社会人で教育方法の特例の適用を受けることを認められて入学した者（以下、「特例学生」という。）の履修方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 特例による授業は、月曜日から金曜日までの夜間及び土曜日に開講するものとする。
- (2) 特例学生は、前項の時間帯のほか昼間に開講された授業を履修することができる。
- (3) 特例学生は、前2項のいずれの時間帯においても研究指導を受けることができる。

(特例による授業の活用)

第4条 特例学生以外の学生は、授業担当教員の承認を得て、夜間開講及び土曜日開講の授業を履修することができる。

(情報通信メディアを利用した授業又は研究指導)

第5条 情報通信メディアを利用した授業又は研究指導の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業又は研究指導の全部又は一部について、対象学生の全部又は一部が、同時双方向情報通信メディアを利用する方法、情報通信メディアを利用して非同時的に必要な情報にアクセスする方法、又は多様なメディアを高度に利用したその他の方法により、教室等で行う対面による以外の方法で行うことができる。
- (2) 利用するメディア等の必要な事項を適切に、シラバスへの記載その他の方法で履修開始等以前に対象学生に通知した上で実施することとする。やむを得ず履修開始等以降に実施する場合は、対象学生の了解を経た上で実施することとする。
- (3) 厳格な成績等の評価、並びに、専攻カリキュラム及び当該科目等の教育目標について、対面による方法と同等の厳格な評価、並びに、目標の達成がなされるよう十分に配慮されたものとする。
- (4) 学生が非同時的に必要な情報にアクセスする方法で授業を実施する場合は、実施後すみやかに、担当教員又は指導補助者が、対面又は情報通信メディア等の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行い、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会を確保するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月20日改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月14日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6. 人文社会科学研究科学位論文等及び最終試験に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第14条の規定に基づき、静岡大学大学院人文社会科学研究科における修士論文及び特定の課題についての研究の成果の報告書（以下「学位論文等」という。）及び最終試験に関し、必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学位論文等の審査を受けようとする者は、学位論文等審査願（様式第1号）により、所定の期日までに研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の願い出により、学位論文等の審査を受けることが認められた者は、学位論文等（経済専攻においては要約を含める）を研究科長に提出しなければならない。

3 学位論文等の提出期限は、1月20日（9月修了予定の者にあつては7月29日）12時とする。ただし、提出期限の日が土曜日にあたるときはその日の翌々日の12時、日曜日又は休日にあたるときはその翌日の12時を提出期限とする。

(学位論文等の書式等)

第3条 学位論文等の書式等は次のとおりとする。

(1) 学位論文等の表紙には以下の事項を記載する。

- ア 題目
- イ 提出年度
- ウ 大学院名、研究科名、専攻名
- エ 学籍番号
- オ 氏名
- カ 指導教員名

(2) 本文書式は、縦書き及び横書きのいずれでもよい。

(3) 用紙サイズはA4判、印刷用紙の上下左右に3cm以上の余白をとること。

(4) 論文冒頭に目次を記し、各ページにはページ数を付すこと。

(5) 文字数等その他体裁については、指導教員に相談して決定すること。

(審査委員会)

第4条 研究科教授会は、学位論文等1編ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

2 審査委員会は3人以上の審査委員をもって構成し、うち1人を主査とする。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第5条 学位論文等の審査及び最終試験は、審査委員会が主査の統括の下に行うものとする。

2 学位論文等の審査及び最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

3 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭により行う。ただし、口頭により行うことが難しい場合は、筆答により行うことができる。

(審査結果及び成績の報告)

第6条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験の結果を、学位論文等審査報告書(様式第2号)により、研究科教授会に報告するものとする。

第7条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 研究科教授会が前項の議決をしたときは、研究科長は、静岡大学学位規程第18条に基づいて、その結果を学位論文等審査報告書等により学長に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公開)

第8条 修士の学位を授与したときは、当該修士の学位の授与に係る論文の内容又は特定の課題についての研究の成果の報告の要旨を広く公開する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年1月20日改正)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月3日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月2日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月12日改正)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 静岡大学人文社会科学研究科修士論文作成要領及び静岡大学人文社会科学研究科特定の課題についての研究の成果報告書作成要領は廃止する。

指導教員 確認欄	
-------------	--

学位論文等審査願

(年号) 年 月 日

静岡大学大学院人文社会科学研究所長 殿

人文社会科学研究所

専攻

(年号) 年度入学

学籍番号

氏名 (署名)

このたび静岡大学学位規定第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり学位論文等を提出しますので、ご審査くださるようお願いいたします。

記

提出する学位論文等 (いずれかに✓する。)

- 修士論文 特定の課題についての研究の成果の報告書

題目 (仮)

--

令和 年 月 日

静岡大学人文社会科学研究所
学位論文等審査報告書

本研究科教授会の審議結果について、静岡大学学位規程第18条に基づき、以下のとおり報告します。

学位論文等審査委員

主査 _____

審査期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

題目			
専攻名		指導教員	
学生氏名	学籍番号 生年月日		年 月 日
審査要旨			
成績評価	学位論文等	最終試験	

7. 静岡大学人文社会科学部研究科（修士課程）修士論文審査基準

（平成22年2月18日）

改正 平成22年7月8日 平成27年4月16日

令和2年3月3日 令和3年2月15日

令和8年2月12日

I 共通事項

- 1 修士論文は、主査1人、副査2人以上、計3人以上により審査する。
- 2 評価は、以下に各専攻があげる5項目全てがC評価以上であることをもって合格とする。
 - (1) A：優れている。
 - (2) B：良好である。
 - (3) C：一定の水準に達している。
 - (4) D：水準に達していない。

II 審査基準

1 臨床人間科学専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

審査委員には、論文提出者の研究分野と隣接あるいは異なる分野を専門とする審査委員を含めるよう配慮し、多様な立場から適切な研究がなされているかどうかを判断するものとする。なお、論文提出後の最終試験については、適正かつ公正な審査を堅持するため広く公開して実施するものとする。

(1) 論文テーマについて

論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。

(2) 先行研究や関連研究について

論文テーマにかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマに相応しい研究方法が採用され、文献・調査・実験・事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。

(4) 論文の記述と構成について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。

(5) 論文の独自の価値（オリジナリティ）について

適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見などに何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

2 比較地域文化専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 論文のテーマについて

当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。

(2) 先行研究や関連研究について

研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。

(3) 研究方法について

収集したデータや資料にオリジナリティがあり、修得した専門的なスキルを応用して、対象作品や資料の細部の読みや分析を緻密に重ね合わせているか。

(4) 論述について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明晰に表現されているか。

(5) 論文の独自の価値について

収集したデータや資料、対象作品が適切に分析・実証されるとともに、設定されたテーマに対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

3 経済専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 論文テーマについて

論文のテーマが、当該領域の専門的な知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。

(2) 先行研究や関連研究に関する理解について

論文のテーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての的確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。

(4) 論文の記述について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。

(5) 論文の独自の価値（オリジナリティ）について

テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

臨床人間科学専攻 修士論文審査採点表

学生氏名: _____ 学籍番号: _____

題目: _____

評価	審査基準
A・B・C・D	(1)論文のテーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
A・B・C・D	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。
A・B・C・D	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマに相応しい研究方法が採用され、文献・調査・実験・事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。
A・B・C・D	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
A・B・C・D	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について 適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見などに何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

[A: 優れている/B: 良好である/C: 一定の水準に達している/D: 水準に達していない]

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査 _____
副査 _____
副査 _____
副査 _____

経済専攻 修士論文審査採点表

学生氏名: _____ 学籍番号: _____

題目: _____

評価	審査基準
A・B・C・D	(1)論文のテーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。
A・B・C・D	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。
A・B・C・D	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。
A・B・C・D	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。
A・B・C・D	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

[A: 優れている/B: 良好である/C: 一定の水準に達している/D: 水準に達していない]

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査 _____
副査 _____
副査 _____
副査 _____

比較地域文化専攻 修士論文審査採点表

学生氏名: _____ 学籍番号: _____

題目: _____

評価	審査基準
A・B・C・D	(1)論文のテーマについて 当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。
A・B・C・D	(2)先行研究や関連研究について 研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自らの議論の展開のために有効に用いているか。
A・B・C・D	(3)研究方法について 収集したデータや資料にオリジナリティがあり、修得した専門的なスキルを応用して、対象作品や資料の細部の読みや分析を緻密に重ね合わせているか。
A・B・C・D	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明確に表現されているか。
A・B・C・D	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について 収集したデータや資料、対象作品が適切に分析・実証されるとともに、設定されたテーマに対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

[A: 優れている/B: 良好である/C: 一定の水準に達している/D: 水準に達していない]

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査 _____
副査 _____
副査 _____
副査 _____

人文社会科学研究所 臨床人間科学専攻 修士論文審査基準と
DP (ディプロマ・ポリシー) の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力 (深い知識、学問的な方法論) 2. 研究等遂行能力 (学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識)、 4. 社会への発信と貢献 (現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、社会における役割や責任への自覚)	(1)論文テーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
1. 専門基礎能力 (幅広い教養)、 2. 研究等遂行能力 (先行研究や実践事例をふまえ)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)、 4. 社会への発信と貢献 (多様性や異なる見解の尊重)	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。
1. 専門基礎能力 (学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)、 4. 社会への発信と貢献 (倫理的配慮、協働と共生の志向)	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的な理解をふまえ、設定したテーマに相応しい研究方法が採用され、文献・調査・実験・事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切にされているか。
1. 専門基礎能力 (学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)、 4. 社会への発信と貢献 (積極的に対話を行い、社会に発信)	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
2. 研究等遂行能力 (課題を解決する独自の研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力)、 4. 社会への発信と貢献 (現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重)	(5)論文の独自の価値 (オリジナリティ) について 適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見などに何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

人文社会科学研究所 比較地域文化専攻 修士論文審査基準と
DP (ディプロマ・ポリシー) の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力 (深い知識、学問的な方法論)、 2. 研究等遂行能力 (学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識)、 4. 社会への発信と貢献 (現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、社会における役割や責任への自覚)	(1)論文テーマについて 当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。
1. 専門基礎能力 (幅広い教養)、 2. 研究等遂行能力 (先行研究や実践事例をふまえ)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)、 4. 社会への発信と貢献 (多様性や異なる見解の尊重)	(2)先行研究や関連研究について 研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。
1. 専門基礎能力 (学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)、	(3)研究方法について 収集したデータや資料にオリジナリティがあり、修得した専門的スキルを応用して、対象作品や資料の細部の読みや分析を緻密に重ね合わせているか。
1. 専門基礎能力 (学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)、 4. 社会への発信と貢献 (積極的に対話を行い、社会に発信)	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明晰に表現されているか。
2. 研究等遂行能力 (課題を解決する独自の研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力)、 4. 社会への発信と貢献 (現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重)	(5)論文の独自の価値 (オリジナリティ) について 収集したデータや資料、対象作品が適切に分析・実証されるとともに、設定されたテーマに対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

人文社会科学研究所 経済専攻 修士論文審査基準と
DP (ディプロマ・ポリシー) の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力 (幅広い教養と深い知識、学問的な方法論)、 2. 研究等遂行能力 (学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識)、 4. 社会への発信と貢献 (自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元する)	(1)論文テーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。
1. 専門基礎能力 (幅広い教養と深い知識)、 2. 研究等遂行能力 (先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究について的確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。
1. 専門基礎能力 (学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)	(3) 研究方法について 研究方法の正確かつ体系的な理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。
1. 専門基礎能力 (学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力)	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分にこなわれているか。
2. 研究等遂行能力 (課題を解決する独自の研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行)、 3. 汎用的能力 (論理的及び批判的な思考力)、 4. 社会への発信と貢献 (自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元することができる)	(5)論文の独自の価値 (オリジナリティ) について テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

8. 静岡大学人文社会科学研究所（修士課程）特定の課題についての研究の成果審査基準

（令和3年2月15日）

改正 令和8年2月13日

I 共通事項

- 1 特定の課題についての研究の成果は、主査1人、副査2人以上、計3人以上により審査する。
- 2 評価は、以下に各専攻があげる5項目全てがC評価以上であることをもって合格とする。
 - (1) A：優れている。
 - (2) B：良好である。
 - (3) C：一定の水準に達している。
 - (4) D：水準に達していない。

II 審査基準

1 臨床人間科学専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

審査委員には、特定の課題についての研究の成果報告書提出者の研究分野と隣接あるいは異なる分野を専門とする審査委員を含めるよう配慮し、多様な立場から適切な研究がなされているかどうかを判断するものとする。なお、特定の課題についての研究の成果報告書提出後の最終試験については、適正かつ公正な審査を堅持するため広く公開して実施するものとする。

(1) 特定の課題についての研究の研究課題について

研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。

(2) 先行研究や関連研究について

研究課題にかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定した研究課題に相応しい研究方法が採用され、研究課題に関連する既存の実践事例や歴史、法的・制度的背景、現状と課題、当該研究課題において展開された実践事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。

(4) 特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について

成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。

(5) 研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について

適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、対象、方法、成果などに、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

2 比較地域文化専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 特定の課題の研究の研究課題について

当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。

(2) 先行研究や関連研究について

研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。 ※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。

(3) 研究方法について

研究課題に関わるデータや資料、対象作品の収集、および関連する実践事例などについての情報収集が十分に行われ、修得した専門的なスキルを応用して、それらが適切に分析、もしくは論証されているか。

(4) 特定の課題の研究成果報告書の論述について

成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明晰に表現されているか。

(5) 特定の課題の研究の独自の価値について

収集したデータや資料、対象作品、および実践事例の情報が適切に分析・検証されるとともに、設定された研究課題に対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

3 経済専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 特定の課題の研究テーマについて

特定の課題の研究テーマが、当該領域の専門的な知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。

(2) 先行研究や関連研究に関する理解について

特定の課題の研究テーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての的確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。

(4) 特定の課題の研究の記述について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。

(5) 特定の課題の研究の独自の価値（オリジナリティ）について

テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

臨床人間科学専攻 特定の課題についての研究の成果審査採点表

学生氏名: _____ 学籍番号: _____

題目: _____

評価	審査基準
A・B・C・D	(1)特定の課題についての研究の研究課題について 研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
A・B・C・D	(2)先行研究や関連研究について 研究課題にかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。
A・B・C・D	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定した研究課題に相応しい研究方法が採用され、研究課題に関連する既存の実践事例や歴史、法的・制度的背景、現状と課題、当該研究課題において展開された実践事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。
A・B・C・D	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について 成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか。また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明瞭な表現と伝達方法が用いられているか。
A・B・C・D	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について 適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見成果などに、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

[A: 優れている/B: 良好である/C: 一定の水準に達している/D: 水準に達していない]

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査 _____
副査 _____
副査 _____
副査 _____

経済専攻 特定の課題についての研究の成果審査採点表

学生氏名: _____ 学籍番号: _____

題目: _____

評価	審査基準
A・B・C・D	(1)特定の課題についての研究の研究課題について 研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。
A・B・C・D	(2)先行研究や関連研究に関する理解について 研究課題にかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。
A・B・C・D	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定した研究課題の研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。
A・B・C・D	(4)特定の課題についての研究の成果報告書の記述について 引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。
A・B・C・D	(5)特定の課題についての研究の成果報告書の独自の価値（オリジナリティ）について 研究課題、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

[A: 優れている/B: 良好である/C: 一定の水準に達している/D: 水準に達していない]

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査 _____
副査 _____
副査 _____
副査 _____

比較地域文化専攻 特定の課題についての研究の成果審査採点表

学生氏名: _____ 学籍番号: _____

題目: _____

評価	審査基準
A・B・C・D	(1)特定の課題についての研究の研究課題について 当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。
A・B・C・D	(2)先行研究や関連研究について 研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。 ※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。
A・B・C・D	(3)研究方法について 研究課題に關するデータや資料、対象作品の収集、および関連する実践事例などについての情報収集が十分に行われ、修得した専門的なスキルを応用してそれらが適切に分析、もしくは論証されているか。
A・B・C・D	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について 成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか。また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明確に表現されているか。
A・B・C・D	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について 収集したデータや資料、対象作品、および実践事例の情報が適切に分析・検証されるとともに、設定された研究課題に対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

[A: 優れている/B: 良好である/C: 一定の水準に達している/D: 水準に達していない]

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査 _____
副査 _____
副査 _____
副査 _____

人文社会科学研究所 臨床人間科学専攻 特定の課題についての研究の成果審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、社会における役割や責任への自覚）	(1)特定の課題についての研究の研究課題について研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえ）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（多様性や異なる見解の尊重）	(2)先行研究や関連研究について研究課題にかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（倫理的配慮、協働と共生の志向）	(3)研究方法について研究方法の正確かつ体系的な理解をふまえ、設定した研究課題に相応しい研究方法が採用され、研究課題に関連する既存の実践事例や歴史、法的・制度的背景、現状と課題、当該研究課題において展開された実践事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（積極的に対話を行い、社会に発信）	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独自の研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重）	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見成果などに、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

人文社会科学研究所 比較地域文化専攻 特定の課題についての研究の成果審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、社会における役割や責任への自覚）	(1)特定の課題についての研究の研究課題について当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえ）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（多様性や異なる見解の尊重）	(2)先行研究や関連研究について研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握、整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、	(3)研究方法について研究課題に関わるデータや資料、対象作品の収集、および関連する実践事例などについての情報収集が十分に行われ、修得した専門的なスキルを応用してそれらが適切に分析、もしくは論証されているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（積極的に対話を行い、社会に発信）	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明確に表現されているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独自の研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重）	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について収集したデータや資料、対象作品、および実践事例の情報が適切に分析・検証されるとともに、設定された研究課題に対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

人文社会科学研究所 経済専攻 特定の課題についての研究の成果審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（幅広い教養と深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元する）	(1)特定の課題についての研究の研究課題について研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養と深い知識）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(2)先行研究や関連研究について研究課題にかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(3)研究方法について研究方法の正確かつ体系的な理解をふまえ、設定した研究課題に相応しい研究方法が採用され、研究課題に関連する既存の実践事例や歴史、法的・制度的背景、現状と課題、当該研究課題において展開された実践事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独自の研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元することができる）	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見成果などに、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

9. 人文社会科学研究科教員免許状取得に関する 単位履修要領

1 免許状の種類

専攻名	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
臨床人間科学専攻	社会	公民
比較地域文化専攻	国語、社会、英語	国語、地理歴史、英語
経済専攻	社会	公民

2 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状をすでに取得しており、さらに大学院人文社会科学研究科において中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得のため履修する場合の必要単位数は下記のとおりです。

a 中学校教諭専修免許状

教科	大学が独自に設定する科目	専修免許状取得のための必要単位数
国語	「教科及び教科の指導法に関する科目」・ 「教育実践に関する科目」	24
社会	「教科及び教科の指導法に関する科目」・ 「教育実践に関する科目」	24
英語	「教科及び教科の指導法に関する科目」・ 「教育実践に関する科目」	24

b 高等学校教諭専修免許状

教科	大学が独自に設定する科目	専修免許状取得のための必要単位数
国語	「教科及び教科の指導法に関する科目」・ 「教育実践に関する科目」	24
地理歴史	「教科及び教科の指導法に関する科目」・ 「教育実践に関する科目」	24
公民	「教科及び教科の指導法に関する科目」・ 「教育実践に関する科目」	24
英語	「教科及び教科の指導法に関する科目」・ 「教育実践に関する科目」	24

附 則

- この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 令和7年度以前に入学した学生については、この要領による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人文社会科学研究科において取得できる専修免許状の種類と大学が独自に設定する科目一覧

1. 取得できる免許状の種類と教科等について

専攻名	免許状の種類	教科等
臨床人間科学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
	高等学校教諭専修免許状	公 民
比較地域文化専攻	中学校教諭専修免許状	国 語
	高等学校教諭専修免許状	国 語
	中学校教諭専修免許状	社 会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	中学校教諭専修免許状	英 語
	高等学校教諭専修免許状	英 語
経済専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
	高等学校教諭専修免許状	公 民

2. 教職課程における各専攻の授業科目名一覧について

〈臨床人間科学専攻〉

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数	中学校・社会	高等学校・公民	中学校・国語	高等学校・国語	高等学校・地歴	中学校・英語	高等学校・英語
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	臨床人間科学	2	○	○	×	×	×	×	×
		対人援助の倫理と法	2	○	○	×	×	×	×	×
		質的調査演習	2	○	○	×	×	×	×	×
		質的解析演習	2	○	○	×	×	×	×	×
		量的調査演習	2	○	○	×	×	×	×	×
		計量解析演習	2	○	○	×	×	×	×	×
		臨床心理学特論Ⅰ	2	×	○	×	×	×	×	×
		臨床心理学特論Ⅱ（臨床心理学論）	2	×	○	×	×	×	×	×
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	×	○	×	×	×	×	×
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	×	○	×	×	×	×	×
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	×	○	×	×	×	×	×
		臨床心理査定演習Ⅱ	2	×	○	×	×	×	×	×
		コミュニティ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1	○	○	×	×	×	×	×
		心の健康教育に関する理論と実践	1	○	○	×	×	×	×	×
		臨床心理学講読演習Ⅰ	2	×	○	×	×	×	×	×
		臨床心理学講読演習Ⅱ	2	×	○	×	×	×	×	×
		家族心理臨床特論	1	○	○	×	×	×	×	×
		認知行動的アプローチ特論	1	○	○	×	×	×	×	×
		グループ・アプローチ演習Ⅰ	2	×	○	×	×	×	×	×
		グループ・アプローチ演習Ⅱ	2	×	○	×	×	×	×	×
		ヒューマン・ケアと医療の倫理学	2	○	○	×	×	×	×	×
		臨床社会心理学演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
		臨床社会心理学演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	自己と社会変動論	2	○	○	×	×	×	×	×	
	教育臨床の社会学	2	○	○	×	×	×	×	×	
	社会的不平等論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×	
	社会的不平等論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×	
家族とジェンダーの社会学	2	○	○	×	×	×	×	×		
リプロダクションの社会学	2	○	○	×	×	×	×	×		
地域と環境の社会学	2	○	○	×	×	×	×	×		
地域デザイン演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×		
地域デザイン演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×		
教育実践に関する科目		スクールインターンシップ	4	○	○	×	×	×	×	×

〈比較地域文化専攻〉

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数	中学校・社会	高等学校・公民	中学校・国語	高等学校・国語	高等学校・地歴	中学校・英語	高等学校・英語
	歴史・文化論	2	○	×	×	×	×	×	×
	宗教と倫理	2	○	×	×	×	×	×	×
	哲学・宗教演習Ⅰ	2	○	×	×	×	×	×	×
	哲学・宗教演習Ⅱ	2	○	×	×	×	×	×	×
	女性と生命	2	×	×	×	×	×	○	○
	女性と生命文化演習Ⅰ	2	×	×	×	×	×	○	○
	女性と生命文化演習Ⅱ	2	×	×	×	×	×	○	○
	社会主義圏における民族問題と文化変容	2	○	×	×	×	○	×	×
	社会主義圏における民族誌論演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	社会主義圏における民族誌論演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	多文化化社会論	2	○	×	×	×	○	×	×
	多文化社会論演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	多文化社会論演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	東アジア地域社会論	2	○	×	×	×	○	×	×
	東アジア地域社会論演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	東アジア地域社会論演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	文化と自然論	2	○	×	×	×	○	×	×
	人間環境論演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	人間環境論演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	日本中世の環境と文化	2	○	×	×	×	○	×	×
	日本中世社会史演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	日本中世社会史演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	日本近世の法と社会	2	○	×	×	×	○	×	×
	日本近世史演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	日本近世史演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	近現代中国の社会と文化	2	○	×	×	×	○	×	×
	中国近現代史演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	中国近現代史演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	中世ヨーロッパの文化と社会	2	○	×	×	×	○	×	×
	中世ヨーロッパ史演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	中世ヨーロッパ史演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	近現代オセアニアの社会と文化	2	○	×	×	×	○	×	×
	近現代太平洋諸島史演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	近現代太平洋諸島史演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	弥生時代の文化と社会	2	○	×	×	×	○	×	×
	農耕文化論演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	農耕文化論演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	旧石器時代の文化と社会	2	○	×	×	×	○	×	×
	先史文化論演習Ⅰ	2	○	×	×	×	○	×	×
	先史文化論演習Ⅱ	2	○	×	×	×	○	×	×
	アメリカ合衆国の芸術と文化	2	×	×	×	×	×	○	○
	アメリカ文学とメディア演習Ⅰ	2	×	×	×	×	×	○	○
	アメリカ文学とメディア演習Ⅱ	2	×	×	×	×	×	○	○
	中国古典文学研究	2	×	×	○	○	×	×	×
	中国古典文学演習Ⅰ	2	×	×	○	○	×	×	×
	中国古典文学演習Ⅱ	2	×	×	○	○	×	×	×
	中国近現代文芸思潮研究	2	×	×	○	○	×	×	×
	中国近現代文学演習Ⅰ	2	×	×	○	○	×	×	×
	中国近現代文学演習Ⅱ	2	×	×	○	○	×	×	×
	生成統語論	2	×	×	×	×	×	○	○
	英語構造論演習Ⅰ	2	×	×	×	×	×	○	○

大学が独自に設定する科目

教科及び教科の指導法に関する科目

教科に関する専門的事項

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数	中学校・社会	高等学校・公民	中学校・国語	高等学校・国語	高等学校・地歴	中学校・英語	高等学校・英語
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目 教科に関する専門的事項	英語構造論演習Ⅱ	2	×	×	×	×	×	○	○
		言語変化と言語理論	2	×	×	×	×	×	○	○
		現代英語学演習Ⅰ	2	×	×	×	×	×	○	○
		現代英語学演習Ⅱ	2	×	×	×	×	×	○	○
		言語類型論演習Ⅰ	2	×	×	×	×	×	○	○
		言語類型論演習Ⅱ	2	×	×	×	×	×	○	○
		近現代日本の文学とメディア	2	×	×	○	○	×	×	×
		近現代日本の文学とメディア演習Ⅰ	2	×	×	○	○	×	×	×
		近現代日本の文学とメディア演習Ⅱ	2	×	×	○	○	×	×	×
		日本表象文化史研究	2	×	×	○	○	×	×	×
		日本表象文化史研究演習Ⅰ	2	×	×	○	○	×	×	×
		日本表象文化史研究演習Ⅱ	2	×	×	○	○	×	×	×
		日本語諸方言記述研究	2	×	×	○	○	×	×	×
		日本語諸方言記述研究演習Ⅰ	2	×	×	○	○	×	×	×
		日本語諸方言記述研究演習Ⅱ	2	×	×	○	○	×	×	×
	生成音韻論研究	2	×	×	○	○	×	×	×	
音韻論演習Ⅰ	2	×	×	○	○	×	×	×		
音韻論演習Ⅱ	2	×	×	○	○	×	×	×		
教育実践に関する科目	スクールインターンシップ	4	○	×	○	○	○	○	○	

〈経済専攻〉

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数	中学校・社会	高等学校・公民	中学校・国語	高等学校・国語	高等学校・地歴	中学校・英語	高等学校・英語
			○	○	×	×	×	×	×
	経営戦略論	2	○	○	×	×	×	×	×
	経営戦略論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	経営戦略論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	マーケティング戦略	2	○	○	×	×	×	×	×
	マーケティング演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	マーケティング演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	企業倫理学	2	○	○	×	×	×	×	×
	企業倫理学演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	企業倫理学演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	計量経済学	2	○	○	×	×	×	×	×
	計量経済学演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	計量経済学演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	会計学	2	○	○	×	×	×	×	×
	会計学演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	会計学演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	管理会計論	2	○	○	×	×	×	×	×
	管理会計論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	管理会計論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	アジア経済論	2	○	○	×	×	×	×	×
	アジア経済論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	アジア経済論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	国際貿易論	2	○	○	×	×	×	×	×
	経済発展論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	経済発展論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	マクロ経済動学	2	○	○	×	×	×	×	×
	経済成長論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	経済成長論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	政策シミュレーション論	2	○	○	×	×	×	×	×
	政策シミュレーション演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	政策シミュレーション演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	都市経済学	2	○	○	×	×	×	×	×
	公共政策演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	公共政策演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	地域政策論	2	○	○	×	×	×	×	×
	地域政策分析演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	地域政策分析演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	地域統合論	2	○	○	×	×	×	×	×
	地域統合論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	地域統合論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	日本経済史	2	○	○	×	×	×	×	×
	日本経済史演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	日本経済史演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	財政学	2	○	○	×	×	×	×	×
	財政学演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	財政学演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	金融論	2	○	○	×	×	×	×	×
	金融論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	金融論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×
	現代産業論	2	○	○	×	×	×	×	×
	現代産業論演習Ⅰ	2	○	○	×	×	×	×	×
	現代産業論演習Ⅱ	2	○	○	×	×	×	×	×

大学が独自に設定する科目

教科及び教科の指導法に関する科目

教科に関する専門的事項

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目名	単位数	中学校・社会	高等学校・公民	中学校・国語	高等学校・国語	高等学校・地歴	中学校・英語	高等学校・英語
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会 保障 論	2	○	○	×	×	×	×	×
			社会 保障 論 演習 I	2	○	○	×	×	×	×	×
			社会 保障 論 演習 II	2	○	○	×	×	×	×	×
			地域 経営 論	2	○	○	×	×	×	×	×
			地域 経営 論 演習 I	2	○	○	×	×	×	×	×
			地域 経営 論 演習 II	2	○	○	×	×	×	×	×
	教育実践に関する科目	スクールインターシップ	4	○	○	×	×	×	×	×	

※「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」については該当する授業科目はありません。

10. 大学院インターンシップ単位認定に関する申合せ

令和2年3月13日 学務委員会

令和2年4月9日 研究科教授会

(趣旨)

- 1 この申合せは、本研究科学生（令和2年度以降入学生。以下、学生とする）が、在学中に自らの将来のキャリアに関連した就業体験を行うことにより、職業に対する認識を深め、将来社会で働くための様々なキャリアに関する知識や技術等を習得することを目指したインターンシップを単位化し、学生の研究と社会実践の向上に資することを目的とする。

(申請手続き)

- 2 履修を願い出ることができる者は、令和2年度以降入学で、当該学生の指導教員、もしくは副指導教員等それに準ずる教員（以下、指導教員等とする）が適当と認めた者とする。
- 3 大学院インターンシップ単位認定にかかる活動として認められる活動は、申請に先立って指導教員等もしくは専攻内の世話人教員による活動内容の確認を行い、学務委員会の承認を得たものとする。なお、原則として、当該学生が雇用されている職場での就業をインターンシップとして認めることはできない。

(インターンシップの期間)

- 4 5日以上、計40時間以上行うものとする。ただし、受入先企業や機関等の専門性等により、学務委員会が特に実施を認めた場合は、この限りではない。

(受入先の選定基準)

- 5 企業や機関等から大学に届く募集要項又はハイパーキャンパス（静岡県経営者協会が作成しているHP）等から学生が希望する企業や機関等を選択し、指導教員等もしくは専攻内の世話人教員、ならびに申請をうけた学務委員会が公序良俗等を踏まえて総合的に判断する。

(成績評価の手続き)

- 6 受入先が提出する評価票及び学生が提出する実習録・体験レポート等をもとに学務委員会が審査する。レポートは2000字以上とし、インターンシップとして申請した活動の終了後2週間以内に学務係に提出する。成績は「認定」もしくは「履修取消」とする。

(単位数)

- 7 指導教員等もしくは専攻内の世話人教員による事前・事後指導及びインターンシップとして申請した活動をもって、2単位とする。

(修得単位の取り扱い)

- 8 修得単位は、自由単位として認定する。

(実施)

- 9 申合せの実施日は、令和2年4月1日とする。

11. 「臨床心理士」資格の取得について（臨床心理学コース）

臨床心理学コースの学生は、人文社会科学研究科規則第6条による所定の修了要件を満たすと共に、(財)日本臨床心理士資格認定協会（以下、協会とする）が定める臨床心理士資格試験受験のための基礎資格の要件を満たす授業科目を必ず受講してください。

下記の協会指定科目と本学研究科の授業科目との対応表のとおり、必修科目16単位、A～E群の各群2単位の選択必修科目10単位の合計26単位を取得する必要があります。受講した際には修了時、申請に基づき臨床心理関係単位修得証明書を発行します。

協会指定科目		本学研究科の授業科目	単位数	備考
必修科目（16+3単位）				
必修 4単位	臨床心理学特論	臨床心理学特論Ⅰ	2	
		臨床心理学特論Ⅱ（臨床心理学論）	2	
必修 4単位	臨床心理面接特論	臨床心理面接特論Ⅰ （心理支援に関する理論と実践）	2	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	
必修 4単位	臨床心理査定演習	臨床心理査定演習Ⅰ （心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	
		臨床心理査定演習Ⅱ	2	
必修 2単位	臨床心理基礎実習	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1	
必修 2+3 単位	臨床心理実習	臨床心理実習Ⅰ （心理実践実習Ⅲ）	4	協会指定より3単位多いが必ず履修すること
		臨床心理実習Ⅱ	1	
選択必修科目（各群2単位以上合計10単位）				
A群 2単位	心理学研究法特論	質的分析演習	2	
		質的調査演習	2	
	心理統計法特論	量的調査演習	2	
		計量分析演習	2	
	臨床心理学研究法特論	臨床心理学研究法Ⅰ	2	
		臨床心理学研究法Ⅱ	2	
B群 2単位	発達心理学特論	発達心理学特論	2	非常勤
	認知心理学特論	認知心理学特論	2	非常勤
C群 2単位	家族心理学特論	家族とジェンダーの社会学	2	
		対人援助の倫理と法	2	専攻必修
	臨床心理関連行政論	対人支援の社会学	1	非常勤
		コミュニティ・アプローチ特論 （家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1	
		心の健康教育に関する理論と実践	1	
D群 2単位	精神医学特論	精神医学特論 （保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
		精神保健福祉特論 （福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	
	障害児（者）心理学特論	障害学特論	1	非常勤
E群 2単位	心理療法特論	心理療法特論	1	非常勤
		家族心理臨床特論	1	
	グループ・アプローチ特論	グループ・アプローチ演習Ⅰ	2	
グループ・アプローチ演習Ⅱ		2		

* 協会指定の必修科目は、臨床心理士養成のための特別の授業であり、授業で取り上げる事例のプライバシー保護の理由から、これらの科目の履修については臨床心理学コースの学生に限られます。E群の科目についても、対人援助専門職を目指すなど一定の要件を備えた者を対象とします

12. 「公認心理師」資格の取得について

1) 公認心理師資格を取得するためには、次の3つのいずれかの方法により公認心理師試験（国家試験）の受験資格を取得し、当該試験に合格することが必要です。

- ① 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了する
- ② 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、文部科学省・厚生労働省が審査・認定するプログラムにのっとって業務が実施されている施設（今後、主に法務省関連の施設等が認定されると思われます）において心理に関する支援の業務に2年間以上従事する
- ③ 上記の条件を満たす者と同等以上の知識及び技能を有すると認定された者

2) 本学での「大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」は下表のとおりであり、全ての科目を修得する必要があります。

公認心理師法施行規則 第二条	人文社会科学研究科での科目	備考
保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	
福祉分野に関する理論と支援の展開	精神保健福祉特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	
教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	
心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	コミュニティ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	
心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	
心理実践実習（実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。）	臨床心理学外実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ） 臨床心理学外実習Ⅱ（心理実践実習Ⅱ） 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅲ）	三科目の修得が必要

参照：厚生労働省HP「公認心理師」

13. 「専門社会調査士」資格の取得について

臨床人間科学専攻の学生は、以下の要件を満たすことによって、「一般社団法人社会調査協会」が認定する「専門社会調査士」資格を取得することができます。なお、「専門社会調査士」資格を取得するには、学部レベルの「社会調査士」資格が必要ですが、「社会調査士」資格と「専門社会調査士」資格とを同時に取得することも可能です。

1) 既に学部レベルの「社会調査士」資格を取得している場合

①以下の3科目の単位を取得すること

機 構 指 定 科 目		本学開講科目	備 考
H	調査・企画設計に関する科目	量的調査演習	
I	多変量解析に関する科目	計量分析演習	
J	質的調査法に関する科目	質的調査演習	

②社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆すること

③認定審査手数料として、3万円（+消費税）が必要

2) 学部レベルの「社会調査士」資格を同時取得する場合

①上記の①②の要件を満たすこと

②人文社会科学部で開講されている以下の科目の単位を取得すること

機 構 指 定 科 目		本学開講科目	備 考
A	調査の基本事項に関する科目	社会調査入門	社会学科科目
B	調査設計・実施に関する科目	量的調査法演習 I	社会学科科目
C	データ分析に関する科目	統計・データ解析 I（心理学統計法 I）（集中講義）	社会学科科目
D	統計学に関する科目	統計・データ解析 II（心理学統計法 II）	社会学科科目
E	量的データ解析に関する科目	計量社会学演習（隔年間講） 心理学研究法 II	社会学科科目*
F	質的分析方法に関する科目	質的調査法演習	社会学科科目*

* EとFは、いずれか1科目を選択

③認定審査手数料として、4万円（+消費税）が必要

※「社会調査士」資格を取得する場合の学部履修科目は、上記以外の科目で代替できる場合があります。そのことも含め、「専門社会調査士」資格の取得を希望する学生は、認定機構との連絡責任者（吉田崇教員）と必ず相談すること。

14. 人文社会科学部棟管理・使用要項

(平成3年1月10日)

改正 平成10年10月1日 平成17年2月24日

平成18年11月9日 令和8年1月15日

(趣旨)

- 1 人文社会科学部棟（共通教育L棟の一部を含む。）の管理・使用等については、関係規則の定めによるほか、この要項による。

(建物出入口の開錠・施錠)

- 2 建物出入口の開錠・施錠は、特別な場合を除き、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、並びに12月28日から翌年1月4日まで及び静岡キャンパス事業場における一斉休業の日は開錠しない。

		開錠	施錠	備考
A棟	玄関	8:00	18:00	タイマーにより作動
	玄関（自動扉）	8:00	18:00	
	大講義室への通路（1階）	8:00	18:00	
B棟	玄関	8:00	18:00	
	玄関（自動扉）	8:00	18:00	
	大講義室への通路（2階）	8:00	18:00	
C棟	玄関（自動扉）	8:00	18:00	タイマーにより作動
大講義室		(使用時のみ開錠)		
E棟	玄関	8:30	21:20 (18:00)	
共通教育L棟	0階玄関（自動扉）	8:30	21:20 (18:00)	タイマーにより作動
	0階玄関	8:30	21:20 (18:00)	

※（ ）は春季・夏季・冬季休業期間

(閉棟時間帯の入退棟)

- 3 建物出入口を開錠しない時間帯（以下「閉棟時間帯」という。）に入退棟できる者は次のとおりとする。入退棟にあたっては、A棟玄関及びC棟玄関（自動扉）並びに共通教育L棟0階玄関（自動扉）から、教職員証又は学生証を使用して入棟し、出入りに際して施錠を確認することとする。教職員証又は学生証を他人に転貸してはならない。また、教職員証又は学生証を紛失・破損した場合は、教職員証の場合は人文社会科学部総務係に、学生証の場合は人文社会科学部学務係に速やかに届け出ることとする。

(1) 人文社会科学部教職員	特別の場合を除き、制限しない。
(2) 大学院人文社会科学研究科生（臨床人間科学専攻及び比較地域文化専攻の研究科生は人文社会科学部A棟玄関、経済専攻の学生は共通教育L棟0階玄関（自動扉）に限る。）	
(3) 人文社会科学部生	指導教員等の指示による。
(4) 人文社会科学部以外の教職員	事前に許可を得た場合のみ、入退棟を認める。
(5) (1)～(4)以外の者	

（室の使用）

4 人文社会科学部棟及び共通教育L棟0階並びに夜間主コース時間帯の講義室等の各室の使用に関して必要な事項は、室ごとに次の担当において定める。

- (1) 講義室及び演習室 学務係
- (2) 大会議室、小会議室、応接室 総務係
- (3) 学生リフレッシュスペース 学生委員会
- (4) 社会学科共同研究室等 社会学科
- (5) 言語文化学科共同研究室等 言語文化学科
- (6) 人文社会科学部B棟107室及び108室、法政資料室等 法学科
- (7) 共通教育L棟自習室等 経済学科
- (8) 大学院生室等 各専攻

（その他）

- 5 エレベーターは特別な場合を除き、常時運転する。
- 6 非常口（A棟東側2階～6階、C棟東側1階～4階及び北側1階）は、非常時を除き原則として開扉しない。やむを得ない事情で開扉したときは、速やかに閉扉する。
- 7 各室の利用にあたっては、他の室等の迷惑となるような行為を控えるとともに、省エネルギーを心がけ、退棟（退室）時には机・椅子を原状に復し、火気の点検、消灯、窓・扉の施錠を必ず確認する。

附 則

この要項は、平成3年1月10日から施行する。

附 則（平成10年10月1日改正）

この要項は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日改正）

この要項は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平成18年11月9日改正）

この要項は、平成18年11月9日から施行する。

附 則（令和8年1月15日改正）

- 1 この要項は、令和8年1月15日から施行する。
- 2 「人文学部棟管理要項細目」（平成3年1月10日）は、廃止する。

15. 長期にわたる教育課程の履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第37条及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定。以下「規則」という。）第11条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(申請手続等)

第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前まで（入学予定者にあつては、別に定める日）に所属の学部長又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 理由書（別紙様式2）
- (3) 履修計画書（履修計画・研究計画）（別紙様式3）
- (4) 在職証明書（在職者のみ）
- (5) その他必要とする書類

(許可)

第4条 長期履修の許可等は、当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（別紙様式4）により通知するものとする。

(授業料)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち、長期履修学生として認められた者については、学則第28条に定める修業年限及び規則第8条に定める標準修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数を限度とする。

(長期履修学生の在学期間)

第7条 学則第4条に定める学部にあつては、長期履修学生の在学期間は、12年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に既在学年数及び4年を加えた年数をを超えることはできない。

2 規則第4条第1項に定める修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては、長期履修学生の在学期間は6年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあつては、9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に、修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び2年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び3年を加えた年数をを超えることはできない。

(在学期間の変更)

第8条 長期履修学生が、在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、許可を受けようとする学年開始の1か月前までに当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学長に提出しなければならない。ただし、長期履修学生の在学期間の変更は1回限りとし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできない。

(1) 長期履修学生在学期間変更願(別記様式5)

(2) その他必要とする書類

(履修登録単位数の上限)

第9条 長期履修学生(学部学生に限る。)の授業科目の履修登録単位数の上限は、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則(平成24年11月21日制定)の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、静岡大学全学教務委員会及び静岡大学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月18日規則第89号)抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日規程第81号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月21日規程第54号)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16. 静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第6条第2項、第7条、第8条、第9条及び第12条第2項の運用に関する申合せ

(令和3年2月15日 研究科教授会承認)

【他の研究科及び他の大学院の授業科目履修の手続き】

1. 人文社会科学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第7条の規定により、他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む。）で開講する授業科目を履修しようとする学生（以下、「申請者」という。）は、原則として学期の始め（本学大学院の他の研究科については履修申告提出期限まで）までに、他研究科授業科目履修願等により本研究科の研究科長に申請するものとする。
2. 申請の対象とすることができる他の大学院の授業科目は、単位互換協定締結大学及び大学間・部局間交流協定締結大学に限る。ただし、情報通信メディアを利用した授業についてはその限りではない。
3. 教育上有益との判定の事務は、指導教員の確認等に基づき学務委員会が行う。
4. 他の研究科及び単位互換協定締結大学の授業を履修する場合は、研究科長は、当該研究科等と協議の上履修を依頼する。なお、協議により履修が許可された場合の他の研究科等への履修に係る手続きは、申請者が行う。
5. 大学間・部局間交流協定締結大学の授業及び情報通信メディアを利用した授業を履修する場合は、原則として研究科長による当該研究科等との協議及び履修依頼は行わず、申請者自身が履修に係る必要な手続きを行うものとする。なお、研究科長による履修依頼等が必要とされる場合は、その旨申請の際に申し出ることとする。
6. 他研究科授業科目履修願は、当該研究科の名称、履修希望の授業科目名、単位数、期別、曜日・時限、講義担当教員名等を記載したものとし、別に定める。単位互換授業科目履修願は、当該研究科の名称、履修希望の授業科目名、担当教員名、単位数、学期、曜日、時限等必要な事項を記載したものとし、別に定める。外国の大学院及び情報通信メディアを利用した大学院の授業を履修する場合は、当該大学院・研究科の名称・所在地、履修希望の授業科目名、担当教員名、単位数（時間数）、授業内容等、申請に必要な事項を記載したものとする。
7. 修了要件単位等としての認定は、本申合せの【単位認定の手続き】によるものとする。

【他の研究科又は他の大学院等における研究指導を受ける手続き】

1. 他の研究科で、研究指導を受けようとする学生は、事前に指導教員と協議した上で、原則として学期の始めまでに、他研究科研究指導願を本研究科の研究科長に提出するものとする。
2. 研究科規則第8条の規定により、他の大学院又は研究所等で、研究指導を受けようとする学生は、事前に指導教員と協議した上で、原則として学期の始めまでに、大学院特別研究派遣学生申請書を本研究科の研究科長に提出し、静岡大学大学院特別研究派遣学生規程に定める所定の手続きを経るものとする。
3. 教育上有益との判定の事務は、指導教員及び学生の所属する専攻の確認等に基づき学務委員会が行う。
4. 他研究科研究指導願は、当該研究科等の名称、研究指導の名称、研究指導担当教員等の氏名、研究指導内容を記載したものとし、大学院特別研究派遣学生申請書は、静岡大学大学院特別研究派遣学生規程に定める内容を記載したものとする。

【入学前の既修得単位の認定等に関する手続き】

1. 研究科規則第9条の規定により、本研究科に入学する前の既修得単位の認定を受けようとする学生は、入学後所定の期日までに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書に成績証明書その他必要書類を添えて、本研究科の研究科長に提出するものとする。
2. 入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書は、授業を履修した大学院の名称（研究科等の名称を並記すること）、授業科目名、単位数、評価、履修期間、講義担当教員名等を記載したものとし、別に定める。
3. 教育上有益との判定の事務は、指導教員の確認等に基づき学務委員会が行う。
4. 修了要件単位等としての認定は、本申合せの【単位認定の手続き】によるものとする。

【単位認定の手続き】

研究科規則第7条及び第9条によって履修した授業科目の単位を、本研究科の修了の要件となる単位等として認定するための手続きは、次のとおりとする。

1. 以下に掲げる科目については認定しない。
 - 特別演習
 - 実習
 - インターンシップ
2. 修了要件となる授業科目か否かの判定は学生の入学年度の研究科規則別表Ⅰ及びⅡにもとづいて行う。
3. 同別表に記載のない本研究科の旧カリキュラムの開講科目、他の研究科及び他の大学院の授業科目については、単位数及び授業内容から、同別表に記載された科目に読み替えることができる場合は、読み替えた科目を履修したものとして認定し、履修したカリキュラム年度、他の研究科又は他の大学院の名称を括弧書きで併記して学籍簿に記載する。読み替えの可否の判定の事務は、双方のカリキュラムマップ、シラバス等の資料、読み替える授業科目の担当教員の意見等を参考に、学務委員会が行う。
4. 読み替え科目がない場合でも、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等に照らして適切な場合には、別表Ⅱに定める自由科目の修了要件単位数の3分の2を超えない範囲で自由科目を履修したものとして認定することができる。また、自由科目の要件単位数の3分の2を越える場合も、資格要件等で履修の証明が必要な場合等、元の科目名を、履修した研究科等の名称を併記して、修了要件外の科目（その他）として学籍簿に記載することができる。これらの判定の事務は、双方のカリキュラムマップ、シラバス等の資料を参考に、学務委員会が行う。
5. 読み替えられた場合も含め、同一の修了要件科目を修了要件単位として複数回認定することはできない。資格要件等で必要な場合は、修了要件外の科目（その他）として学籍簿に記載する。
6. 履修した授業科目の成績評価の記載に際しては、「認定」とする。

【社会人リカレント修士学生における在学期間の認定】

1. 研究科規則第12条第2項に定める基準をみたとすることで、1年又は半年の在学期間の認定を受け、実質的に1年又は1年半の在学期間で修了することができる制度を「社会人リカレント修士学生における在学期間の認定」という。
2. 同項の規定による「既修得単位10単位以上」の判定は入学年度の研究科規則別表ⅠおよびⅡに基づいて行う。（読み替えを要する場合も同様とする。また、読み替え科目がない場合に自由科目として認定されるものを含むことができる。）

3. 「別に定める基準」として、既修得単位に「研究法」区分の科目2単位以上を含むこととする。
4. 「社会人リカレント修士特別選抜」により合格した学生には、この制度が適用されるものとする。
5. 同特別選抜は、12条2項に定める上記の基準を入学時点でみたすことを要件とする。
6. 上記の要件判定のための事務は、読み替えを要する場合も含めて入試実施年度の学務委員会にて行い、入学後の事務手続きを改めて行うことを要しない。(ただし、教授会による認定の審議は入学後に行う。)
7. 本制度適用学生は、入学時には1年次生として入学し、1年間又は1年半の在学期間を経過した後、在学期間を除く修了要件をみたしたとき、1年又は半年の在学期間の認定を受け、修了することができる。
8. 修了要件をみたすまでは通常学生と同様、留年による在学期間の延長は2年間まで、休学による在籍期間の延長は2年間まで認められ、長期履修制度の申請については、原則として1年を超えない範囲で標準修業年限の延長を申請をすることができる。

【特定の課題についての研究の成果の提出】

1. 本研究科における「特定の課題についての研究」とは、実践的な課題の解決のために専門職業人として実践活動を展開している者が、人文社会科学の専門的知識と方法論に基づきその実践活動の高度化を達成することをいう。
2. 「特定の課題についての研究の計画」により「研究法」の成績の評価を受け、合格した者（「社会人リカレント修士特別選抜」において入学前に科目等履修生として同科目を履修し合格した場合を含む）は、研究科規則第6条第2項に定める「特定の課題についての研究の成果」を提出することができる。

附 則

1. この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成25年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

1. この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和2年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

17. 静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ

平成19年1月17日教育研究評議会承認

平成24年3月14日一部改正

平成25年3月19日一部改正

平成26年2月19日一部改正

平成29年3月14日一部改正

平成29年4月19日一部改正

令和5年9月21日一部改正

(趣旨)

第1 この申合せは、本学大学院学生の学部又は大学教育センターが開講する教職等の資格取得及び静岡大学防災マイスターの称号を受けるため（以下「資格取得等」という。）に必須の授業科目の受講並びに本学大学院留学生の大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の受講に関し、必要な事項を申し合わせる。

(受講資格)

第2 本学大学院に在学する学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、授業科目の受講を願い出ることができる。

(1) 受講する授業科目は、当該学生が所属する研究科、山岳流域研究院又は自然科学系教育部（以下「研究科等」という。）の基礎となる学部又は大学教育センターが開講し、当該学生が別表で定める期日までに取得しなかった不足単位を補うものであること。ただし、静岡大学防災マイスターの称号を受けるために受講する授業科目は、この限りではない。

(2) 受講する授業科目の総単位数は、16単位を超えない範囲とし、当該学生がその範囲内において資格取得等が可能であること。ただし、教育学研究科の小学校免許取得プログラムに関しては、別に定める。

(3) 受講する授業科目は、当該学生の指導教員及び当該学生が所属する研究科等の長が、当該学生の資格取得等のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであること。

第3 第2に規定する受講資格にかかわらず、本学大学院に在学する留学生は、大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の授業科目の受講を願い出ることができる。ただし、受講する授業科目の総単位数は、第2に規定する科目を除き20単位を超えない範囲とし、当該留学生の指導教員及び留学生が所属する研究科等の長が、当該留学生の日本語教育のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであることとする。

(実習科目の受講)

第4 資格取得等に係る教育実習、博物館実習等の実習科目については、当該学生が所属する研究科等の長の申し出により、当該実習科目の授業担当教員（教育実習の場合は受入れ学校長）が特別に認めた場合に限り、当該実習科目を開講する部局の長は、受講を許可することができる。

(成績)

第5 受講した科目の成績は、大学院の成績簿に記載する。

(修得単位の取扱い)

第6 本申合せにより修得した単位は、大学院の課程を修了するための単位に算入しない。

(証明書の発行)

第7 資格取得等の申請に必要な単位取得証明書は、大学院の成績簿に基づき学長又は研究科等の長が発行する。

(実施日)

第8 この申合せは、令和5年9月21日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

別表

研究科等名	研究科等で定める期日
人文社会科学研究科	大学院入学日
教育学研究科	大学院1年次後学期開始日
総合科学技術研究科	大学院入学日
山岳流域研究院	大学院入学日
光医工学研究科	大学院入学日
自然科学系教育部	大学院入学日

18. 静岡大学大学院第一種奨学金返還免除に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学（以下「本学」という。）における大学院第一種奨学金返還免除に関し、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号。以下「法」という。）、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第23号）及び貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第6号。以下「貸与奨学規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(返還免除の願出)

第2条 法第16条の規定に基づき、第一種奨学金の返還免除を希望する者は、業績優秀者返還免除申請書（以下「申請書」という。）等の関係書類を在籍する研究科（総合科学技術研究科にあっては専攻）又は自然科学系教育部の長（以下「研究科長等」という。）に提出する。

(候補者の推薦)

第3条 研究科長等は、前条の願出を受理したときは、教授会（総合科学技術研究科にあっては専攻会議）の意見を聴いて、次に掲げる申請書類を添付し、学長に推薦するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 推薦理由書
- (3) 修士課程・専門職学位課程・博士課程別の推薦順位を付した推薦名簿

(選考手続)

第4条 学長は、前条により推薦のあった候補者を、次条に定める大学院第一種奨学金返還免除選考委員会の議を経て、独立行政法人日本学生支援機構に推薦する。

(選考委員会)

第5条 本学に、大学院第一種奨学金返還免除に関し、必要な事項を調査審議するため、大学院第一種奨学金返還免除選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事又は副学長のうち学長が指名した者
- (3) 人文社会科学研究科長、教育学研究科長、総合科学技術研究科長、光医工学研究科長及び自然科学系教育部長
- (4) 大学院総合科学技術研究科各専攻長
- (5) その他学長が必要と認めた者

3 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

5 選考委員会に副委員長を置き、委員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

6 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 選考委員会は、第1項の調査審議を行うに当たっては、返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、貸与奨学規程第47条の規定に基づき、候補者の選考を行う。

(選考委員会の議事)

第6条 選考委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員会の代理者)

第7条 第5条第2項第3号、第4号又は第5号の委員が、やむを得ない事由により選考委員会に出席できないときは、その代理者を定め、委員長の承認を得て会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第9条 選考委員会に、審議を円滑に遂行するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、全学学生委員会をもってこれに充てる。

3 この規程に定めるもののほか、作業部会に関し、必要な事項は、全学学生委員会において定める。

(事務)

第10条 大学院第一種奨学金返還免除の事務は、学務部学生生活課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、大学院第一種奨学金返還免除に関し、必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日規程)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月21日規程)

この規程は、平成22年4月21日から施行する。

附 則 (平成23年6月16日規程第7号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日規則第89号) 抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月21日から施行する。

19. 大学院第一種奨学金返還免除の選考に係る評価項目等に関する要項

(令和2年10月7日制定)

第1 この要項は、静岡大学大学院第一種奨学金返還免除に関する規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、静岡大学における大学院第一種奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に係る評価項目及び評価方法を定める。

第2 研究科（総合科学技術研究科にあっては専攻）又は自然科学系教育部（以下「研究科等」という。）ごとの候補者の選考については、別表に掲げる評価項目及び推薦順位の決定を行うものとする。

省令第36条に定める業績の種類	機構が定める評価基準	評価項目	評価方法
1 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	(1) 独創性：発想、手法、成果等の面での独創性の有無及び程度 (2) 新規性：新領域の開拓や新しい価値創出への挑戦の有無及び程度 (3) 発展性：今後の発展の期待度の有無及び程度 (4) 貢献性：当該学問分野における貢献度の有無及び程度 (5) 学会での発表 (6) 学術雑誌への掲載 (7) 表彰	1 (1)～(4)の評価項目ごとに、3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 2 (5)～(7)の評価項目ごとに、その有無、回数及び発表した学会等の社会的評価で3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。
2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究成果	特定の課題についての研究成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	同上	同上
3 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	同上	同上
4 著書、データベースその他の著作物（1及び2に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	同上	同上
5 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	(1) 独創性：発想、手法、成果等の面の独創性の有無及び程度 (2) 新規性：新領域の開拓や新しい価値創出への挑戦の有無及び程度 (3) 発展性：今後の発展の期待度の有無及び程度 (4) 有用性：現在さらには未来の社会的要請に応えることの有無及び程度	(1)～(4)の評価項目ごとに、3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。

6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	(1) 全修得単位の中に占める秀及び優の割合	成績評価に占める秀及び優の割合の合計により、3段階評価(卓越、優秀、普通)を行う。 卓越→ 80%以上 優秀→ 60%以上 普通→ 60%未満
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1) 貢献性：貢献度の有無及び程度	3段階評価(卓越、優秀、普通)を行う。
8	音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1) 発表会における成績(専攻分野に関連した音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会での受賞等の内容)	3段階評価(卓越、優秀、普通)を行う。
9	スポーツの協議会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1) 競技会における成績(専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等での入賞等の内容)	3段階評価(卓越、優秀、普通)を行う。
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	(1) 貢献性：公益への貢献度の有無及び程度	3段階評価(卓越、優秀、普通)を行う。

(備考)

1. 別表中、「省令」は「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)」、「機構」は「独立行政法人日本学生支援機構」のことを指す。
2. 評価点は、卓越3点、優秀2点、普通1点とする。
3. 評価項目ごとの評価結果を基に順位づけを行う。

附 記

- 1 この要項は、令和2年10月21日から実施する。
- 2 大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に係る評価基準に関する要項(平成25年2月6日実施)は廃止する。

